

6月16日（月）

令和 7 年 6 月 16 日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	本田利弘	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山内いっとく	（同）
7番	山口俊樹	（同）
8番	下沖篤史	（同）
9番	齊藤了介	（同）
10番	黒岩保雄	（同）
11番	渡辺正剛	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野崎幸士	（同）
20番	武田浩一	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	内田理佐	（同）
23番	後藤哲朗	（同）
24番	川添博	（同）
25番	荒神稔	（同）
26番	福田新一	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	丸山裕次郎	（宮崎県議会自由民主党）
32番	中野一則	（同）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
36番	濱砂守	（同）
37番	山下博三	（同）
38番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

欠席議員（1名）

35番	山下寿	（宮崎県議会自由民主党）
-----	-----	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従って一般質問を行います。

早速、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

まず、F-35B戦闘機の垂直着陸訓練問題を伺います。

防衛省は今年2月、新田原基地に配備している最新鋭ステルス戦闘機F-35Bの垂直着陸訓練を同新田原基地で実施することを明らかにしました。

しかし、防衛省はこれまで、垂直着陸訓練は鹿児島県馬毛島で実施し、「新田原基地においては、緊急時などを除き、通常、垂直着陸訓練は行うことはない」としてきたにもかかわらず、現在、馬毛島に整備中の自衛隊基地建設の遅れを理由に、新田原基地での訓練実施を決定。しかも、馬毛島の基地完成後も、新田原での訓練を続ける方針だとしました。

このことに、地元新富町も、そして住民も、「訓練によるこれ以上の爆音には耐えられない。受け入れられない」と猛反対を表明しておられます。

今回、方針転換した新田原基地での垂直着陸訓練について、知事はどのように受け止め、どう対応されるのかお伺いいたします。

壇上からは以上で、後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

F-35Bの問題については、過去の説明や地域住民の負担等を踏まえると、到底認められるものではなく、住民等への丁寧な説明や不安解消に向けた適切な対応を、国に対し強く求めてまいりました。

国は4月上旬から、新富町、西都市、宮崎市において住民説明会を開催しておりますが、住民からは、防衛省に対する不信感や騒音に対する不安や負担感など、大変厳しい意見が寄せられているところであります。

このため、5月20日に私から直接、防衛省の金子政務官に対し、地域住民の不安解消に至っていない現状をお伝えし、改めて、住民の意向に沿って適切な対応を実施するよう要請し、国からは「地域のために何ができるか考えていきたい」などの発言があったところであります。

その後、防衛大臣も会見で「どのような負担軽減が可能か、真摯に検討している」と発言されており、県としては、具体的にどのような対応を行っていただけるのか、国の動向を注視しつつ、今後とも、地域住民の声を踏まえ、必要な対応を行ってまいります。以上であります。

〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 防衛省が行いました住民説明会に私も参加いたしまして、地元の方々の直接の声をお聞きいたしました。参加された地元の方々からは、それぞれに「これ以上の爆音を受け入れることはできない。限界だ」と怒りの声が続きました。皆さんの率直な御意見を伺いながら、当事者でなければ分からない大変さ、つらさがひしひしと伝わったところです。

この間、長年、基地の爆音に耐え忍んでこられた基地周辺住民の方々が裁判に訴えた爆音訴

訟で、福岡高裁宮崎支部は「受忍限度を超える違法な爆音」と断じて、国に損害賠償を命じました。今回さらなる爆音・轟音を伴う垂直着陸訓練を強行することは、この判決をもないがしろにする、まさに違法であり、この理不尽さは許されるものではありません。

知事は、昼も夜も耐え難い爆音にさらされながらの生活を余儀なくされている地元の方々の心情を重く受け止めることが必要だと思います。

今、防衛省も検討中だという回答のようでありますがけれども、いずれにしても、その結果を待つことなく、私は、知事は訓練の中止を求めていくべきだと思います。

暮らしそのものが、健康状態も含めて、これ以上の爆音には本当に耐えられないと訴えておられるわけですから、ぜひ知事も住民の皆さんの立場に立って、中止を求めるべきだと思います。知事の御判断を聞かせていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） F-35Bの配備につきましては、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという国の判断の下で、国の責任において進められているものと認識しております。

今回の垂直着陸訓練に係る方針転換については、地元の住民の不安や負担等を考えると、到底認められるものではなく、私から直接、防衛省に要請するなど、国に対し、地元市町の意向に沿った適切な対応を強く求めてきたところであります。

国は、説明会で出された住民等の意見を受けて、どのような負担軽減が可能か検討中ではありますが、県としては、引き続き、地元市町とも連携しながら、地域住民等に寄り添った対応を

国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 F-35B戦闘機の配備は、今後、40機余りに及びます。新田原基地の規模・体制が一段と強化されることになります。それに伴い訓練は増え、騒音被害はさらに深刻さを増すことになります。

F-35Bそのものの配備をも私は拒否すべきだと思います。知事は、今の段階では、F-35Bの垂直着陸訓練は受け入れられないとする立場を表明しておられますけれども、ぜひその立場を貫いて、この訓練及び戦闘機の配備も含めて、知事の英断を求めたいと思います。

続いて、国が宮崎空港を特定利用空港に指定したのに続いて、日向の細島港を特定利用港湾の候補にするとしたことについて伺います。

細島港は、御承知のように、民間の船が利用する商業港です。それに県管理の港でもあります。国が特定利用しようとする目的、指定に係る県の立場、そして県の受け止めをお聞かせいただきたいと思います。知事、お願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この特定利用港湾は、平素から必要に応じて、自衛隊等が港湾を円滑に利用できるよう、港湾管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けるものでありまして、あくまで民生利用を主とするとされております。

細島港を特定利用港湾の候補とすることについては、先月、港湾管理者として説明を受けたところであり、国からは、今後、この枠組みを設けるための協議を行っていくと伺っております。

県としましては、細島港が追加された場合の影響や枠組みの内容等について詳細を確認するとともに、引き続き国に対して丁寧な説明を求

めてまいります。

○前屋敷恵美議員 必要な枠組みを決めるというお話でありますけれども、現在でも、毎年日向灘の沖合で繰り返されている日米共同機雷掃海訓練のときには、細島港にそうした軍艦が停泊する、そういう使用がなされてきています。

今回、特定利用の港に指定されれば、平素から軍事利用されることは想像に難くないと私は思います。今議会でも話題となりましたクルーズ船の誘致どころではなくなると思います。

県は、港湾の管理者として、特定利用の指定受入れを容認すべきではないと思います。ぜひ明確な態度を知事に表明していただきたいと思っています。

もう一点、お伺いいたします。

国が進める基地の強靱化、軍用機の配備、頻繁に行われる多国籍軍との共同軍事訓練、そこにつぎ込まれる莫大な税金、こうした一連の戦争準備が今後どのような事態を招くことになるのか、今こそ真剣に考えなければならないと思います。

今、中国による台湾有事が声高に叫ばれ、日本が集団的自衛権の行使に踏み切ったときに、県民はどのような被害を被ることになるのか、県民の安全を守るべき知事として、先を見通した対応が必要と思います。知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 我が国を取り巻く安全保障環境は、中国の軍事力強化、海洋進出の動きでありますとか、北朝鮮の核ミサイル開発の進展、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化など、より一層、厳しさを増してきております。

また、緊迫を増しております中東情勢の影響というものも注視する必要があるかと考えております。

このような状況を受け、国において、国家安全保障戦略等に基づき、防衛力の強化を図るための取組が進められているものと理解しております。

外交や防衛など国家の安全保障に関することは、国の責任において進められるべきものでありますが、国民の安全・安心、生命・財産に直接関わる極めて重要な問題であると考えております。

私としましては、我が国の平和と安全を守るためには、国際社会の平和と協調に向けた不断の外交努力に努め、諸外国との協力関係をしっかりと深めていくことが何より重要であると考えております。

○前屋敷恵美議員 諸外国との協力関係は確かに大事です。そこをしっかりと踏まえた上で、外交努力をしなければならないと思います。

国家間には様々な課題、問題が生じるでしょう。しかし、それを武力や威嚇で解決することはできないと思います。どのような問題が起きても、戦争にさせない努力をすること、その仕事は政府の責務だと思います。

貴い命を奪い、あらゆるものを破壊し尽くすのが戦争です。犠牲者は国民です。あくまでも粘り強く話合いの外交を尽くすことこそ必要だと思います。今進められている戦争を想定しての戦争準備でなく、平和解決のための努力、その準備こそ必要だと思います。

今、日本は、当事国でもないのに戦争に巻き込まれようとしています。本当に重大な岐路に立っていると思います。

地方に暮らす国民を守るべき知事は、「外交・防衛は国の責任」で済ませずに、国に「戦争への道はやめよ」と進言すべき責任があります。知事としての責任を全うしていただきたい

い。このことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次は、物価高騰対策についてです。

異常な物価高騰が続いています。「家計のやりくりも限界だ」と悲鳴が上がっています。

県は、この物価高騰による県民生活への影響をどのように把握しておられますか。また、県民生活への支援策をどのように考えておられるか、また講じておられるか伺いたいと思います。総合政策部長、お願いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 長引く物価高騰により、生活・経済活動にも大きな影響が生じていることから、県では、国の重点支援地方交付金を活用し、生活者支援として、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、また、事業者支援として、交通・物流事業者や農林水産事業者、医療・介護・福祉施設に対する燃料・資材等への補助などの対策に取り組んでおります。

このような中、国際情勢等の変化も生じていることから、県としましては、国の動きや県内の経済状況、企業の動向等について情報収集を行うとともに、現在実施している対策の効果や米国関税措置等の影響も見極めながら、必要に応じて国の交付金の追加措置も活用するなど、引き続き、県民や事業者への影響緩和に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に値上げラッシュが深刻な状況です。帝国データバンクは5月31日付で、主要食品メーカー5社がこの6月に1,932品目の食料品値上げを予定しており、これは前年同月の約3倍に急増し、今年1年間の値上げは2万品目を超えるとされており、こうしたさらなる値上げは、

消費者の節約志向を強めるリスク要因となっていると警鐘を鳴らしています。県民の暮らしを支えなければ、地域経済も疲弊してしまいます。緊急に物価高騰対策を講じることが求められています。

今、国の重点支援地方交付金などを活用した県の取組を聞かせていただきましたが、さらに県独自の自主財源による支援も強めていただきたい、このように思います。

次に、学校給食への影響について伺います。

この物価高騰と米不足の中で、学校給食への影響はどうでしょうか。給食費の値上げや米飯給食の制限などはなかったのか、状況をお聞かせください。また、教育委員会としての対応についても伺います。教育長、お願いいたします。

○教育長（吉村達也君） 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達や望ましい食習慣を身につけるために実施されており、学校給食法において、必要な栄養量や食事の内容について基準が定められております。

米を含む学校給食用の食材費が高騰する中、米飯給食を維持し、基準に基づいた給食を提供するために、今年度、26市町村中、23市町村において、1食当たり10円から70円の値上げが行われております。

教育委員会としましては、学校給食の質や量が保たれるよう、引き続き食材の選定や献立の工夫等について状況を把握し、市町村と情報を共有してまいります。

○前屋敷恵美議員 食材費の値上げが給食費値上げに響いてきたということになっています。

先ほど10円から70円の値上げだと言われました。23の自治体で値上げがなされていますが、最高で1食70円に上がったところは、月20日と

して1,400円もの値上げになるんです。兄弟のおられるこうした御家庭では、その負担というのは本当に大きいと言えると思います。

今後さらに物価の上昇が続けば、さらなる給食費の値上げにつながりかねないわけで、これ以上、保護者の負担を増やすわけにはいきません。

国でも今、給食費無償化の論議の最中です。早く無償化実現が図られるよう求めていくものですが、それまでは、国の応分の助成はもちろんのこと、県と自治体の協力で給食費の無償化を求めるものです。当面は保護者負担をなくするための助成を求めたいと思います。ぜひ早急に検討していただくことを求めています。よろしく願いいたします。

次に、深刻な米不足が米の価格高騰を引き起こした問題で、米の増産、そして農家の価格保障・所得補償の必要性について伺います。

政府は、米の消費が減ることを前提にして、農家に減反・減産を押しつけてきました。価格や流通を市場任せにした結果、生産者米価は60キロ2万円を超えていたものが1万円前後にまで落ち込み、これでは食べていけないと、米農家は2000年以降、175万戸から53万戸へと3分の1まで激減いたしました。

生産基盤の崩壊という事態をもたらした国の責任は重大だと思います。さらに、ミニマムアクセス米による年間77万トンの輸入拡大です。そのことが農家の心をどれほど折ったか計り知れません。

そこで、県内の状況ですが、米農家戸数の推移と減反の状況はどうだったのか伺います。それを踏まえて、県としての主食用米の安定供給にどのように取り組むのか、県の考えを伺います。農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 令和6年における本県の主食用米の生産農家数は約2万5,000戸であり、10年前に比べ、約34%減少しております。

また、水田面積から主食用米の作付面積を除いた、いわゆる転作の割合は約60%であり、10年前に比べ、10ポイント増加しております。

県では、主食用米等の安定供給体制の構築に向け、生産基盤の維持や生産性の向上等を図るために、市町村や関係機関と連携しながら、担い手への農地集積や大区画化、スマート技術の導入等を進めております。

今後とも、国の水田政策の見直しの状況を注視しながら、飼料用米や加工用米等を含めたバランスのよい米づくりを推進し、主食用米の安定供給に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 宮崎の農家の皆さんたちにも厳しい状況が続いていたということが、今の部長からの答弁でもうかがえます。減反率は60%というわけですから、本当に減収になることは当然だと思います。一旦離れた米づくりを元に戻すには、生産者への支援は欠かせません。どんなときでも米の再生産が可能な所得と価格が必要です。

もちろん国の責任ある施策が第一ですが、国に要求しつつも、宮崎県は中山間地域を多く抱える県です。県独自の支援を強めて農家を支えることが、後継者をつくることにもつながりますから、予算も増やしてしっかり取り組んでいただきたい。強く要望したいと思います。

次は、物価高騰から国民・県民の暮らしを守るための消費税5%減税についてです。

日本共産党は、消費税の廃止を目指し、緊急に一律5%減税を提案しています。この5%減税で、平均的な勤労世帯で年間12万円の減税に

なります。税率を一律にすれば、小規模事業者やフリーランスを今苦しめているインボイスの廃止に道を開くことにもなります。

問題は財源をどうするかです。日本共産党は、大企業・富裕層減税を見直し、応能負担が原則の税制に改め、恒常的な財源確保を、と提案しております。

大企業への減税は年間11兆円を超えています。しかし、政府が減税で目的としたはずの賃上げにも設備投資にも回らず、株主への配当や内部留保を増やただけで、法人税減税の効果は全くなかったと、石破首相も国会で反省の弁を述べておられます。大企業減税を見直して消費税減税に充てることは当然のことだと思います。

知事の消費税減税に対するお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 物価高騰が続く中で、国政において、消費税減税をめぐる議論がなされておりますが、消費税は、社会保障制度の基盤であります。また、税収の約4割、令和7年予算ベースでは約11.4兆円もの額になりますが、これが地方税財源として、医療、介護、子育て支援をはじめとする行政サービスを支える極めて重要な役割を担っております。

また、少子高齢化が進行する中、これらのサービスを安定的に供給していくためには、将来世代に負担を残すことなく、恒久的な財源を確保することが重要であると考えております。

このため、全国知事会を通じて国に対し、消費税が社会保障の基盤として果たしている役割や、行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮し、将来世代の負担に配慮した丁寧な議論を求めているところであります。

○前屋敷恵美議員 消費税は社会保障のため、

消費税は安定財源、このように言われますけれども、本来、消費税は、用途を特定する目的税ではなく、何にでも使える普通税です。

石破首相も国会の予算委員会で、社会保障に所得税や法人税など他の税収を充てることについて、「法的に禁止されているわけではない」と答弁され、社会保障の財源は消費税に限定されないということも明確になりました。

消費税の増税と同時期に法人税や所得税最高税率が下げられ、社会保障の財源でもある税収を、法人税・所得税から消費税へ置き換えたことは明らかで、実質、消費税増税が法人税減税の穴埋めに使われたということです。

また、安定財源についてですが、なぜ安定的に入ってくるのかといえば、景気が悪化して収入が減ろうが、失業して収入がなかろうが、最低限の生活にも消費税は容赦なくかかってくるからです。生活に困る人からも情け容赦なく消費税を取り立てる。言葉は辛辣ですが、安定的に搾り取る、こういうことです。

庶民に痛みを負わせて、とりわけ所得の低い方々に負担をより負わせて、集めた財源で社会保障を賄うなど、おかしいと思いませんか。こんな理不尽なことはありません。社会保障の予算に一番ふさわしくないのが消費税です。

逆進性の強い消費税は引き下げ、負担能力のある大企業や富裕層に応分の負担を求めて、社会保障の財源に充てる、こうした公平な税制度が必要です。

消費税減税で国民・県民の暮らしを守る、地域経済も守る。地方自治体もこの立場で、県民の痛みに頼る財源確保ではなく、賃金の引上げ、年金の引上げなどで暮らしが安定すれば、地域経済も回り、税収は上がるのではないのでしょうか。国にはこうした政策をしっかりと要求

して、県民のための行財政運営に当たっていただきたいと思います。

消費税減税は、今、物価高で苦しむ国民・県民の暮らしを守る特効薬であることを強調しておきたいと思います。

続いて質問を行います。

次に、昨年の6月定例会でも取り上げさせていただきましたが、困難女性支援法に基づく施策の充実について伺います。

困難女性支援法に基づいてつくられた県の困難女性支援計画は、DV被害をはじめ、様々な困難を抱える女性を支援できるものでなくてはならないと思います。支援の在り方について、さらなる充実を求めてきたところです。

そこでお伺いいたします。女性相談支援センターの現状について、相談の件数、その対応、一時保護の状況などをお聞かせください。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 令和6年度の女性相談支援センターの相談件数は1,019件で、前年度から126件の増となっており、そのほとんどが助言・指導で相談を終えたところです。

また、一時保護者数は25人で、前年度から9人の増となっております。

内訳につきましては、夫等の暴力が15人、帰り先がないが5人、子供や親族からの暴力が3人、そのほかが2人となっております。

○前屋敷恵美議員 一時保護については、25人の利用があったということですが、依然として、きりしま寮の利用がないという状況も伺っているところです。

そもそもきりしま寮の果たすべき役割は何か、きりしま寮が利用されない要因について伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いしま

す。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県立きりしま寮は、困難な問題を抱える女性が入所し、一定期間、自立に向けた生活支援等を受ける女性自立支援施設であるとともに、一時保護的な機能も有しております。

女性自立支援施設としては、令和2年度から利用者がいない状況が続いていますが、一時保護としては、令和6年度、23人の利用がありました。

一時保護の利用者の多くがDV被害者であることから、居場所が特定され、危害が及ぶことがないように、携帯電話の持込みなどを控えていただいております。女性自立支援施設として利用する場合も同様の対応が必要になることから、生活に不自由さを感じてしまうことが利用の進まない要因の一つであると考えております。

○前屋敷恵美議員 夫などのDVから逃れて相談センターに助けを求めても、今言われたように、一時保護所での保護期間は最長2週間です。その間に、この先の生活のめどを立てなくてはなりませんが、そう簡単にはいきません。そこで役割を果たすのが、保護施設であるきりしま寮です。

しかし、一時保護所の利用も相談件数からすると少ないですが、きりしま寮に至っては、その利用が全くありません。では、きりしま寮が必要ないのかといえ、決してそうではないと思います。

ここで、一時保護所やきりしま寮に入所できない・しない実例についてなんですけれども、DV被害で助けを求めてこられた女性に付き添ったある自治体職員の話によると、そのときの県の対応は、緊急避難を求めている被害者に対してその聞き取りは、先ほど部長も答弁され

ましたが、その条件として、携帯電話や財布の没収、外出の禁止などが告げられ、まるで犯罪者の取調べのようだったと言われます。

この一時保護所の入所の条件、また、きりしま寮の条件も言われましたけれども、そういう条件が突きつけられて、「さあ入所をどうしますか」と、このように選択を迫られる。そんなやり取りだったというふうに伺いました。結局、女性は一時保護所入所を断念されて、付き添った自治体が民間団体とつないで保護したそうです。

その職員は言われました。「DV防止法においても「緊急時における安全の確保及び一時保護を行う義務は県の女性相談所が負う」と明記されている。県はその役割を果たしているのか」と疑問視されておりました。

また、被害者家族に中学生以上の男児がいると、その子供とは別々にされ、分かれて保護されることになっています。それなりの理由があるとしていますけれども、極めて不自然な保護の在り方だと思います。

一時保護所、きりしま寮、いずれにせよ、その運用の在り方は改善を図る必要があると思います。様々な困難を抱え、助けを求める被害者に寄り添った支援で、県としての責任を果たすことを求めたいと思います。

また、一時保護所やきりしま寮を選択しなかった、利用しなかった被害者は、DV被害者の支援等を行っております民間団体に受け入れてもらっています。しかし、民間団体としても、携帯電話、財布の持込みなど、禁止されているわけではありません。同じ条件が必要だと思います。

この民間団体の現状と県の支援について伺います。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） DV被害者支援の充実を図るため、県では、DV被害者等セーフティネット強化支援事業により、シェルターを有する民間支援団体が行う、SNSを活用した相談窓口の拡充や暴力の再発防止プログラムの実施等の先進的な取組に対する補助を行っております。

昨年度は5つの団体に対し補助を行っており、安定的なシェルター運営へ向け、支援を続けているところです。

引き続き、民間支援団体と連携して、DV被害者支援に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 よろしくお願ひいたします。DV被害をはじめ様々な困難を抱える女性や家族を支援する民間団体の存在は、本当に大きいと思います。シェルターの役割を担っていただいています。こうした民間団体の協力を得ながら、第一義的には、行政・公が責任を負うことが本筋です。

民間団体は、厳しい財政運営の中で、献身的に取り組んでおられます。民間団体への助成・支援を充実させること、そして県との連携も密にして取り組むことが重要と思います。

そして何より、様々な困難に直面し、苦しむ女性や家族の人権が守られ、新たな生活がスタートできる、その支援に尽力する県の機関となることを求めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、医療・介護の危機打開について伺います。

前回の質問でも取り上げさせていただきましたが、全国的にも依然として厳しい状況が続いています。

訪問介護基本報酬引下げから1年、その影響は、事業所の存続問題はもちろん、利用者にも

及んでいます。年金から保険料が天引きされているのに、職員不足などで必要な介護サービスが受けられないという制度の根幹にも関わる事態です。ホームヘルパーだけでなく、ケアマネジャーの不足も介護崩壊の危機を招く事態となっています。

介護報酬改定が行われて以降の県内の介護事業所の状況を伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 今年5月末現在の県内の訪問介護事業所数は455事業所であり、令和6年4月から令和7年5月末までに新規指定を受けたのは23事業所、廃止したのは27事業所となっております。

また、廃止の主な理由としては、人材不足や採算が見込めないことなどとなっております。

○前屋敷恵美議員 全国的にも1年前に訪問介護報酬が引き下げられて、全国のアンケート調査では、約5割に近い事業所で赤字が続いているという報告もなされているところです。ぜひ介護事業所に寄り添った施策が必要かと思います。

2月の定例議会で、訪問介護の事業者団体から提出されました「訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願」が全会一致で採択されました。請願は、訪問介護の基本報酬をはじめ、早急に介護報酬全体の引上げの改定や財政支援を行うことなどを求めたものです。

介護の必要な方々に親身な介護を提供したい、事業所の思いは切実で、人材不足や経営難で期待に応えられない苦しさを訴えられます。私は本当に介護現場の厳しさをひしひしと感じます。

特に、訪問介護事業所の厳しい経営状況に対して、県としてはどのような対応をしておられ

るのか伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 訪問介護事業所は、報酬引下げなどの影響を受け、厳しい経営環境にあると認識しております。

このため県では、今年度から実施する新規事業において、訪問介護事業所に対し、人材確保や経営改善に要する経費について支援を行うこととしております。

加えて、全国知事会を通じて、介護報酬の臨時改定や事業継続に向けた財政支援を国に対し要望しております。

今後とも、安定的なサービス提供体制の確保に向けて取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 よろしく願いいたします。

物価高の下で地域医療を担う医療機関も今、深刻な事態にあります。現在、物価上昇2.7%に対し、診療報酬改定は0.88%の引上げでしかなく、全く物価上昇には追いつかない状況です。しかも医療機関に係る治療材料費や医療機器、入院給食の材料費など、値上がりは大きいけれども、「命を守るためには必要な経費で、節約はできない」と言われます。

医療機関は最終消費者とみなされ、患者に負担を転嫁できず、その負担は相当に重いものです。県内でも、幾つかの病院、クリニックの閉鎖を耳にするところです。地域医療を守るためにも、医療機関を支えることは必至だと言えます。

厳しい医療機関の現状を踏まえた県の対応について伺います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、医療提供体制の維持・確保に向け、物価や人件費の

上昇などの影響により、厳しい経営状況にある医療機関に対して、物価高騰対策の支援金を給付するとともに、本議会の補正予算案に計上しています医療施設等経営強化緊急支援事業により、給付金等の支援を行うこととしております。

今後も安定して経営を継続できるよう、診療報酬の臨時改定や緊急的な財政支援について、国に対して強く要望するとともに、適切な支援に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 よろしく願いいたします。

あわせて、医療従事者の離職などで医療機関のスタッフ不足は深刻で、診療科や入院患者・救急患者の受入れを減らさざるを得ないところも出ています。まさに地域医療の崩壊を招くことになりかねない状況です。

医療従事者の処遇改善が必要で、特に看護師確保には早急にその改善が必要です。県の対応について伺います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 看護師確保のためには、各医療機関での処遇改善や勤務環境の改善が重要と考えております。

このため県では、宮崎県ナースセンターにおいて、就労環境に関する相談窓口を設置するとともに、医療機関等に対し、賃金モデルや勤務環境、業務改善等の周知啓発を行う研修会等を開催しております。

引き続き、看護協会等の関係機関と連携しながら、処遇や勤務環境の改善を推進してまいります。

○前屋敷恵美議員 深刻な医療崩壊を食い止めるためには、何より診療報酬の引上げと財政支援を行うこと、これが喫緊の課題です。

ところが今、政府は、医療費4兆円削減を打ち出し、その第一歩に、余剰ベッドの削減だとして、全国の医療機関の病床数を11万床減らす計画を強行しようとしています。感染症などに対応するには余力のある体制が必要であることは、コロナ対応で経験済みのはずですが、コロナ危機の反省がないと言わなければなりません。

地域医療構想の名による病床削減ではなく、医師・看護師の計画的な増員、地域医療の体制強化こそ必要であること、そのための財政出動も含めて、地方自治体の果たす役割を十分担っていただきたい、このように思います。

では次に、福島原発事故における除染土の最終処分の受入れ問題について伺います。

福島原発事故から14年が経過しました。しかし、緊急事態宣言は出されたままです。いまだにふるさとに戻れない避難者は2万人を超えています。

ところが国は、原発の最大限活用を明記した第7次エネルギー基本計画を閣議決定しました。原発事故も被害者もなかったかのように、原発に回帰する姿勢を示しています。

まず知事に、福島原発事故の現状と国の第7次エネルギー基本計画についての認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 事故の発生から14年が経過する中、多くの地域住民の皆様が今もなお避難を余儀なくされている状況に、私も大変胸の痛む思いがしております。一日も早く事態の収束が図られることを心から願っているところであります。

このような中、国においては、今年2月に第7次エネルギー基本計画を策定し、まずは、原発事故の経験や教訓を肝に銘じて政策に取り組

むことを原点と位置づけた上で、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、最大限の導入を促すとともに、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用することとしております。

この方針は、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、経済安全保障上の要請の高まりや、DXの進展による電力需要の増加など、我が国を取り巻くエネルギー情勢の変化を踏まえ、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立を目指すという政府方針の下に策定されたものと認識しております。

○前屋敷恵美議員 福島原発事故はまだ終わってはいません。いまだ人類の手に負えない放射能封じ込めです。福島原発事故の重大さを考えるならば、今後も原発を最大限活用するなどと言って新增設まで盛り込んだ政府の方針は、無責任極まるもので、認めるわけにはいきません。

3月11日付の読売新聞報道によれば、同社が行ったアンケート調査で、原発事故で生じた除染土の受入れについて宮崎県は、「条件次第で検討する意向がある」と回答され、提示された4つの条件全てを選択したとされています。

その条件とは、1つに「健康被害をもたらさない安全な方法」、2つに「風評被害を防ぐ万全な手立て」、3つに「受け入れ費用の補助や住民への補償」、4つに「万一の事故に即応できる仕組み」の4項目が示されています。それぞれのどのような内容・対応であれば受入れを検討されるのか、県の考えをお聞かせください。環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 除去土壌の処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式

会社法に基づき、国の責務として、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了することとされております。

除去土壌の処分を進める前提として、まずは、国において国民的な理解を醸成することが必要であります。現在、そのプロセスの途上にあるため、県として受入れの可否を検討する段階ではないと考えております。

なお、アンケートに示された条件は、実施主体が任意に設定したものであり、県としましては、今後の国の検討状況等を注視しながら適切に対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 条件の設定が民間主導によるものだということはありますが、それぞれの条件が十分にクリアされるということが必要かと思います。そして何より、部長も言われましたが、住民合意が得られることが大前提だと思います。

さらに私は、原発事故の責任の所在を明らかにすること、責任の明確化が必要だと思います。事故によって生じたとてつもない負債を、福島県民や国民の責任にすることはできません。

さらに、事故が起きないという保証のない原発を動かしながら、原発事故の処理を国民に求めるという、この理不尽さは納得できません。

原発事故は、どんな事故とも違い、異質なものです。原発を動かせば必ず出るのが使用済み核燃料、核のごみです。放射線が安全なレベルに下がるまで、10万年も厳重保管が必要なものです。

国の責任で、原発に頼るエネルギーを見直し、安心・安全な再生可能エネルギーに転換することを検討の条件に加えること、再び事故を起こさないという担保が必要だと思いますが、知

事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 除去土壌の福島県外での最終処分は、法律に規定された国の責務でありまして、まずは、国が国民に対し、再生利用や最終処分の取組の必要性・安全性等について、科学的な根拠に基づき分かりやすく説明した上で、国民的な理解や納得を得ることが必要であります。

原発の稼働につきましては、科学的・技術的知見に基づき、国が責任を持って判断すべきものであります。安定的な電力供給や地球温暖化への対応等を踏まえ、直ちに国内の原発をゼロにすることは、現実的には大変難しい状況であると認識しております。

一方、再生可能エネルギーにつきましては、第7次エネルギー基本計画において、我が国の主力電源として最大限の導入を促すこととしており、県としましても、豊かな自然環境や地域資源といった本県の特性を生かしながら、今後とも再生可能エネルギーの普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 今回問題になっております除染土は、正確には汚染土です。汚染土は、程度の差はあれ放射能を含んでいることが想定され、県民が心配されるのは当然のことだというふうに思います。処理の検討に入るに当たっては、まず住民の合意を得ること、そのためにも納得いく条件整備を行うこと、この立場を堅持していただきたい、このように思います。

以上で今回の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。脇谷のりこです。傍聴にお越しいただいている皆様、わざわざありがとうございます。

す。御答弁いただく執行部の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、私の個人的な話で恐縮ですが、私は生まれてすぐに両親が離婚したので、母一人子一人、小さな雑貨屋を営む曾祖父母のところで一緒に暮らしていました。田舎でしたから、離婚した女性にとってはうわさの対象にもなり、商売は相当嫌だったようで、外に働きに出たいと言っていたのですが、高齢の祖父母を置いていけなかったようです。

私が結婚して家を出た後、曾祖父母が亡くなると、母はすぐに店を畳んで宮崎市内で一人暮らしを始め、50代からホームヘルパーの派遣の仕事に従事していました。

自立心の強い人で、他人にも子供にも頼りたくないという70歳過ぎまで仕事をしていましたが、80歳を過ぎて認知症を発症すると一人では生活できません。そこで、無理やり自立型のケアハウスに入居させることにしました。そのときの介護度は1。母は私の顔を見るたび、「私は一人で生活できる。こんなところ早く出たい。早く家に帰りたい」と4年も言い続けました。認知症は、介護するほうにも精神的な負担がかかります。

母は国民年金だけでしたから、基礎年金の月6万5,000円ほど、それに対し、施設利用料は11万円程度、差額は毎月私が支払い、それが7年間続きました。その後、母は歩行が困難になり、入院したことで、施設を退去せざるを得ませんでした。

介護度の見直しを申請しつつ、退院の日までに次の施設を探さなければならないのですが、介護度3以上が対象の特別養護老人ホームには入所できず、老健施設やグループホーム、また有料老人ホームなど様々な形態の施設を探しま

したが、なかなか空きがありません。

ケアマネさんからは情報をもらえましたが、結局のところ、自分一人で一軒一軒電話して見学に行き、母に合うかどうか、また料金などの詳細を聞いて、やっとの思いで入居させた施設が有料老人ホームで月13万円程度。結局は以前より私の負担が増すことになりましたが、入居できただけでもよしとし、この数か月間、抱えていた肩の荷が下りました。

この体験を通して一番強く思ったのは、子供が一人の場合は親の介護を一人で担わなければならないということと、その上で、厚生年金に加入していない自営業者や農業者、さらに就職氷河期時代で正規社員になれなかった人やパート勤務の女性など、月6万円台の基礎年金だけで暮らしておられる方が、親御さんの面倒を見なければならなくなったとき、また、自分たちが高齢者になったときに、どのように介護費用を賄っていかれるのだろうかということです。

その上で、この問題は、いずれ現役世代、今の若い人たちの将来にも直結する大きな課題だということを痛感しました。

もちろん介護施設に入居される方には生活保護の方も多くおられますが、本人の資産や家族の扶養義務などの壁が高く、申請できないケースもあります。

若いときには目の前の生活に追われ、正規職員の誘いを断り、朝から晩まで幾つもの仕事を掛け持ちされている、ひとり親の女性がおられます。自分が年を取ったときに我が子には迷惑をかけたくないと思っていても、結局は子供の世話にならざるを得なくなります。だからこそ自力で入居できる程度の年金、特に厚生年金が重要だと改めて考えさせられました。

私は母を介護施設に入居させましたが、自宅

で介護をされる方もおります。働きながら親の介護をされた酒井穰さんの書籍「ビジネスケアラ」には、「介護をするために仕事を辞めてはいけない。介護は育児同様、仕事と両立させるものであり、企業側もこの問題に対応していくことが求められる」と書いてありました。

人生100年時代、親が高齢者になったら、あるいは自分が高齢者になったらと思ったときに、年金などの社会保障は大変重要だと実感したのです。

社会保障制度である年金・医療・介護・子育て支援の4つの制度は、一生を通して私たちの生活を支えるセーフティーネットです。社会保障制度は、日本の誇るべき優れた制度だと言えます。

先日、社会保障制度の一つである年金制度改革関連法案が国会で可決されましたが、社会保障制度の重要性について、知事のお考えをお聞かせください。

以上、この後は質問者席で行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

年金や医療、介護などの社会保障制度につきましては、国民が健やかで安心できる生活を営むための極めて重要な社会基盤であります。

ただいま議員から具体的な体験についてお話がございました。安心して暮らしていくための様々な制度のさらなる充実を図っていくこと、改めてその重要性を認識したところであります。

少子高齢化の急激な進展や物価高騰など、社会情勢が大きく変化する中、将来にわたって社会保障制度を持続可能なものとするためには、多様な就労・社会参加の促進や健康寿命の延伸

のほか、医療・福祉サービスにおける生産性の向上など、様々な取組を進めていく必要があります。

また、その運営には安定的な財源が不可欠であることから、私は全国知事会の地方税財政常任委員長として、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、社会保障に係る財源の確保を国に対し強く求めているところであります。

今後とも、誰もが生涯にわたり安心して暮らせる社会を築いていくため、社会保障制度をしっかりと維持・充実していくこと、その必要性を痛感しております。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 先ほど知事もおっしゃったように、地方消費税は社会保障を守る大切な財源ですから、石破総理のおっしゃる安易な減税はしないということを支持したいと思います。今後も地方のために、恒久的な財源確保を国に要望していただくよう、よろしくお願いいたします。

さて、少子高齢化が進み、社会保障制度を取り巻く環境も大きく変化しています。これまでのように誰かが守ってくれるものではなく、私たち一人一人が自分事として考え、備える時代に入っています。だからこそ、若い頃からライフプランや金融について学ぶことが重要だと思います。

そこで、若者のためのライフプランの学習や金融教育の重要性について、どのように認識しておられるのか、また、学校における取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 社会経済情勢が刻々と変わり、先行きが見通せない中、成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、ライフプランや金融の学習は大変重要になっていると考え

ております。

このため、高校の家庭科の授業において、生徒一人一人に将来設計を描かせ、就職・結婚・出産・住宅取得など、ライフイベントごとに考えなければならないことを認識させています。

あわせて、今後、社会の一員として負担すべき税金や保険料、また、金銭契約などの基礎知識に加え、金融機関や生命保険会社の社員から直接、生涯を通して必要となる経費や資産形成、消費者トラブルなども学んでおります。

○脇谷のりこ議員 ありがとうございます。社会保障制度の仕組みを知っているかどうかで、本当に必要な支援を受けられるかどうかが決まってしまう。だからこそ、若いうちに正しい知識を身につけ、将来の生活設計ができるように、学校での学び、そして外部講師などに具体的な指導をお願いしながらサポートしていただくようお願いいたします。

今回、母の施設を探す中で、大きな課題だったのが介護人材の不足です。幾つかの施設が人手不足のため閉鎖されようとしていました。

先ほどの部長の答弁にもありましたように、本当に閉鎖されようとしている施設に行っただけです。ある医療法人は、3つあるグループホームを1つにまとめる決断を、またある施設は、人手不足で短期入所の受入れを断っておられました。

今後、団塊世代が後期高齢者になる2025年問題が本格化すれば、介護の担い手不足はさらに深刻になります。こういった介護人材不足の要因は何でしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、令和8年度に約2,600人の介護人材が不足すると推計しており、介護人材の確保は喫緊の課題であ

ります。

介護人材不足の要因としては、高齢化がさらに進展する一方、生産年齢人口が減少するといった人口構造の変化や、介護のイメージの变革が追いついていないこと、賃金が高齢産業と比較して低いことなどがあると考えております。

○脇谷のりこ議員 分かりました。

ある介護士さんからの声です。高齢の利用者さんから、お風呂に入れようとする、たたかれたりひっかかれたりして、毎日傷が絶えない。人手不足のため、職員さん同士のフォロー体制もなく、疲弊しているとのことでした。

介護職員の離職を防ぐためには、職場環境の改善が重要だと考えますが、県ではどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国の調査においては、介護職員の主な離職理由として、職場の人間関係や、事業所等の運営の在り方への不満などが上位に挙げられております。

このため県では、介護事業所の経営者や管理者、リーダーなどを対象に、コミュニケーション能力の向上や、利用者やその家族からの暴力や暴言といったカスタマーハラスメント対策など、職場環境の改善に関するセミナーや研修会を実施しております。

また、事業所を対象とした集団指導においても、労働局と連携し、労使トラブルの防止や職員の健康管理などについて説明を行っております。

今後とも、介護人材の確保・定着を促進するため、働きやすい職場づくりの推進に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひお願いしたいと思えますけれども、職場環境を改善することも必要で

すが、やはり介護職員の賃金の低さも問題ではないでしょうか。

昨年度、介護報酬の改定があったので、「給料が上がったでしょうと一般の人から言われるけれども、現場の給料はあまり変わらない」という声があります。これは、介護報酬は介護事業所に支払われる公的なお金で、公定価格で決まっていますが、この介護報酬の中から、職員の給料のほか、光熱費や備品代などを支払わなければならないため、介護報酬の増額がそのまま給与に反映されるとは限らないということです。

それでは、ここで、県内の全産業と比較して、介護職員の給料、賃金はどのような状況となっているのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 厚生労働省が実施した令和6年賃金構造基本統計調査では、本県の全産業労働者の毎月給与額の平均28万1,100円と比較して、福祉施設等介護職員は23万6,800円となっており、4万4,300円低い状況となっております。

また、年間の賞与等の額は、全産業労働者の平均が65万3,800円、福祉施設等介護職員は45万3,600円であり、20万200円低い状況であります。

○脇谷のりこ議員 県内の全産業と比較して、月額で4万円、ボーナスで20万円も低いということですから、介護の仕事に就こうという人が少ないのも分かります。

昨年度、国は介護職員等処遇改善加算の加算率を引き上げて賃金アップを促していますが、事業所によって支給の割合や内容に差があります。

先日、介護職員の方にお伺いしましたら、

ボーナスが年々減ってきている、事業所からは赤字だから仕方がないという説明を受けて、モチベーションも下がってきているとのことでした。

それでは、介護事業所の処遇改善加算の取得状況と、さらなる取得促進のための県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 処遇改善加算は、事業者の判断により、柔軟な配分が認められておりますが、その全額を介護職員等の賃金改善に充てる必要があります。

本県では、今年の4月1日現在、対象となる1,923事業所のうち89.3%がこの加算を取得しており、取得していない事業者からは、事務手続の負担や、要件を満たすことが難しいといった声を伺っております。

このため県では、介護事業所を対象とした研修会の開催や、社会保険労務士を派遣し、加算の要件に必要な賃金体系や昇給の仕組みの整備に係る助言などを行っております。

介護人材確保のためには、職員の処遇改善が重要でありますので、今後とも処遇改善加算の取得促進に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひ介護事業所への支援をよろしくお願いいたします。その上で、国に対しては、地方も物価高により賃金が上がらなくて、介護士が疲弊しているため、そもそもの介護報酬のさらなる増額を強く要望していただきたいと思います。

続いては、病院の再編・統合についてであります。

昨年11月定例会において、地域医療構想の病床機能の分化と連携について質問しました。これは、7つの医療圏全てで急性期病床が必要量より過剰で、回復期病床が不足している現状

であることを取り上げました。

それを受けて県からは、急性期から回復期への病床転換のため、施設整備費用の補助などに取り組んでいくことを御答弁いただきました。

国はこの6月補正で、医療機関への緊急支援パッケージとして、病床数の適正化や施設整備等への補助金を出してきました。これは、全国の医療機関が急激な経営悪化で医療機能が崩壊しかねないとの危機感から来たものです。

国庫補助を受けて県は、約17億円の緊急支援事業を予算化しています。この補助金は、厳しい経営状況の医療機関にとって一定の助けにはなりますが、あくまで短期的な措置にすぎないと私は思っています。

今、県内の地域医療は、人口減少と高齢化が加速する中、高齢患者の増加や医療の担い手不足に加え、資材や人件費の高騰が続いており、病院経営も一段と厳しくなっています。

県においては、それぞれの地域において、病床機能の分化・連携や医療機関同士の役割分担を進め、地域医療構想の推進に取り組まれているようですが、もはや病院単体で人材の確保や経費削減を行いながら病院経営を続けていくことは、非常に困難な時代になってきています。

そこで、本県の地域医療構想を確実に進めていくためには、これまでの機能分化・連携の取組に加えて、病院の再編・統合といった議論も必要になってくるのではないかと思います。県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 人口減少に伴う患者数の減少や、医療従事者の確保が困難であることを考慮しますと、医療提供体制を維持するためには、病院の再編・統合についても議論が必要であると考えております。

病院の再編・統合は、専門医や看護師等の集

約による診療機能の充実をはじめ、病床の最適化や資材の共同購入による経営の効率化など、様々なメリットがある一方で、地域住民の医療へのアクセス等の課題もあり、その検討に当たっては、地域に与える影響に十分配慮しながら、慎重に進める必要がございます。

来年度、県では、2040年を見据えた新たな地域医療構想の策定を行うこととしておりますので、地域医療構想調整会議等の場を活用しながら、しっかりと議論を展開してまいります。

○脇谷のりこ議員 地域医療構想アドバイザーの金丸吉昌先生にお話をお伺いしましたら、次の地域医療構想は「かかりつけ機能を面で発揮する」というテーマになるそうです。

かかりつけ医というのと、かかりつけの病院を1つ持つイメージがありますが、これからの時代は、1つの医療機関ではなく、地域の病院や訪問看護、介護事業所などとネットワークを組み、チームで住民を支えていく、つまり面で支えていくという意味です。

金丸先生は、美郷町の地域包括医療局総院長だったときに、南郷診療所を無床に——ベッドをなくしたということですね、北郷診療所を半日診療に、そして入院や救急は拠点となる西郷病院に集約され、3つあった公立病院の機能を再編されました。これからの地域医療は、機能の分化と連携が重要だとおっしゃっていました。今までの県の取組を大変評価されています。

今後、再編・統合するためにも、年数がかかることを踏まえ、さらなる予算措置が必要かと思いますので、国に対しても強く要望していただくようお願いいたします。

続いて、放課後児童クラブの待機児童解消についてです。

4月になると、「放課後児童クラブに通っていた子供が小学校3年生になった途端、断られた。これはどういうことなんだ」という、お母さんやおじいちゃんからのお叱りの電話をいただきます。

今年2月議会で日高博之議員も一般質問されましたが、令和5年は県内7自治体で262人だった待機児童が、令和6年には県内5自治体で389人に増加しました。特に宮崎市においては、令和5年に159人から令和6年には173人と増加しており、多くの待機児童が存在し、その解消が喫緊の課題となっています。

国は、放課後児童対策パッケージ2025を策定し、場の確保、人材の確保、適切な利用調整の推進に加え、夏休み期間中の開所の支援も拡充しています。あらゆる支援策をしているようですが、県でもなかなか待機児童が減らない現状です。

それでは、待機児童が発生している要因とその解消に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 待機児童の発生要因としては、共働き・共育世帯の増加に伴い、利用希望が増える一方、人材や場所の確保などの面で、放課後児童クラブの新たな整備が進んでいないことがあると考えております。

このため県では、待機児童の解消に向けて、放課後児童支援員等の処遇改善や、学校敷地外の放課後児童クラブを利用する児童の送迎に取り組む市町村に支援を行っております。

さらには、今年度から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童クラブの支援員等の確保に対し支援を行うとともに、本県独自の取組として、市町村と連携し、国の要件を満

たさない居場所についても、放課後児童クラブと同様に確保を進めることとしております。

○脇谷のりこ議員 今、御答弁にありました、本県独自の放課後児童の居場所確保のための事業について、その概要と現在の取組状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 放課後児童の居場所の確保を目的とした本県独自の取組として、今年度から放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業を実施しております。

この事業では、市町村に対し、放課後児童支援員の配置基準や開所日数など、国が定める放課後児童クラブの要件を満たさない小規模な居場所等の確保や、当該居場所を利用する児童の送迎に要する経費などを補助することとしております。

現在の取組状況としては、4月に全市町村に対し事業内容の説明を行い、待機が発生する可能性のある市町村と、活用の意向や設置の時期、開所日数などについて協議を進めているところであります。

○脇谷のりこ議員 今のを補足しますと、放課後児童クラブの待機児童を解消するには、場所と人手の確保が一番難しいと市町村から言われます。それは、保育士などの有資格者を置かなければならないとか、場所の要件・基準も決められていることなどが壁になっているからです。

そこで、こども家庭庁は緊急的な措置として、有資格者でなくても専門スタッフの配置でよく、場所は塾やスポーツクラブなどの既存の施設でよいとして事業を展開していますが、補助額が極端に少ないので、県が上乗せして1,300万円の事業をつくってくれたということです。ありがとうございます。この事業をぜひ

市町村に使っていただくようお勧めいただきたいと思います。

放課後の児童の居場所は、子供たちの安全・安心な居場所であると同時に、共働き世帯にとって重要な子育て支援策です。

私は夫の実家が近かったからこそ、放課後に子供を見てもらえましたが、実家が遠かったり面倒を見てくれる人がいない場合は、児童クラブに入れないと正規社員で働くこともままなりません。その役割が女性に偏ってしまうのです。

県は「日本一生み育てやすい県」を目指していますが、その実現に向けて、どのような考えで取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 「日本一生み育てやすい県」を実現するためには、多くの県民の皆様が感じておられます子育てに関する不安や負担を着実に取り除くことが重要であると考えております。

昨年度、県が実施した結婚・子育て意識調査でも、約7割の方が子育てに関する不安や負担を感じており、その理由として、多くの方が「子育てにお金がかかる」ことや「仕事と子育ての両立が難しい」ことを挙げておられます。

このような現状を踏まえ、今年度から新たに、市町村と連携し、国に先んじて実施します第2子保育料のさらなる負担軽減や、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた子供の居場所の確保に取り組むこととしたところあります。

こうした取組を進め、県民の皆様に、安心して子供を産むことができ、子育てが楽しいと感じていただけるよう、子ども・若者プロジェクトを全力で推進してまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひお願いいたします。第2子をつくろうと思うためには、第1子の子育てに苦勞するとなかなか踏み出せません。ぜひとも県独自のプロジェクトを強力に推進していただくよう、よろしくお願いします。

続いて、米高騰による学校給食への影響について伺います。

先ほども前屋敷議員がお聞きになりましたけれども、私は宮崎県学校給食会からの声をお届けします。

現在、宮崎県学校給食会では、米の卸業者から一括して県内の給食用の米を調達しているそうです。この米高騰の中、10キロ5,850円という九州でも最安値で取引されているそうです。卸業者も学校給食会も両方が赤字となり、悲鳴を上げておられます。

「備蓄米は？」と聞きますと、量が確保できないことと、古古米などになると臭いなどに敏感な子供たちに影響があるとのことで、やはり安心・安全で安定的に供給できる宮崎米を提供されています。

先ほど前屋敷議員に対する答弁でもありましたが、今年4月には、23市町村が給食費1食当たり10円から70円の値上げを行っています。国の重点支援地方交付金を使って、無償化あるいは一部無償化を実施している市町村は、その値上げ分も補正予算を組んで補填しています。市町村からは、県からも支援をいただきたいという声があります。

給食費の高騰について、県としてどう対応するのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、物価高騰の影響を受け、今年度、県内26市町村中23の市町村において、また特別支援学校など県立学校におきましても、15校中13校にお

いて、給食費が値上げされております。

なお、小中学校の給食費につきましては、ほとんどの市町村が、地域の実情に応じて、値上げ分も含め、全額または一部負担を行っております。また、県立学校におきましても、国の交付金を活用し、県が一部負担しております。

県教育委員会としましては、国の無償化に関する動きを注視するとともに、保護者や市町村の負担軽減が図られるよう、市町村担当者会議等において、食材の選定や献立の工夫など、学校給食の在り方について協議していくこととしております。

○脇谷のりこ議員 つまりは、特別支援学校などの県立学校は県が一部補助していますが、市町村は独自でやってくれということですね。

国は、来年4月から小学校の給食費の全国一律無償化を実施することになっており、とても喜んだのですが、現時点では、はっきりとした財源を示しておりません。

調べてみますと、国が基準額までを補助し、実際の給食費と基準額との差額は、各自治体が負担することになるのではとの話もあります。そうすると、自治体ごとの財政力や政治判断によって、ばらつき、地域格差が今までよりさらに拡大すると思われます。

知事は、この給食費無償化の財源確保について、どのようなお考えでしょうか、御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 学校給食費に係る保護者の経済的負担は大きく、給食費の無償化につきましては、子育て世帯への支援や少子化対策の観点から、意義あるものと考えております。

現在、国におきましては、来年4月からの小学校での無償化の実施に向け、国と地方の財政負担や、既に無償化されている経済的困窮世帯

を含め一律な措置となることの妥当性、また、食物アレルギー等により給食を食べていないなど、児童生徒間の公平性等の課題を踏まえ、制度設計が検討されております。

県としましては、全国知事会を通し、実施に必要な恒久的な財源を確保すること、財政力による地域間格差が生じないこと、地方財政措置の在り方、具体的な実施スケジュールなど、地方の実情を踏まえた制度となるよう引き続き要望してまいります。

○協谷のりこ議員 給食費の財源については、2つ要望があります。1つは、国に対して、今おっしゃったように、全ての子供がひとしく安心して給食を受けられるよう、恒久的な財源を確保するよう求めていただくこと、そして2つ目は、県に対して、国からの重点支援地方交付金を使って、市町村に対して何らかの支援メニューをつくっていただきたいのです。

この5月に国からの重点支援地方交付金が追加されたのですが、予算額は1,000億円、昨年は1.1兆円ですから10分の1です。宮崎県には約8億7,000万円、市町村分は約5億5,000万円分の配分となっています。

現在、給食費無償化をしている市町村は、この重点支援地方交付金や一般財源を使っており、給食費値上げ分も賄っています。市町村にとっては大きな財政負担になっています。

先ほど、放課後児童クラブの待機児童解消のための事業がありましたが、あれは、国が行っている補助事業に県が独自で上乗せする形で、市町村向けに事業を組んでいます。ですから、給食費についても、何らかの形で、県の重点支援地方交付金を使って、全市町村に対する支援メニューをつくっていただくよう要望いたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

続いて、芸術文化推進についてです。

皆様、今年で30回目を迎え、様々な記念公演が催された宮崎国際音楽祭に行かれたでしょうか。私は最終日の第九を聞きに行きましたが、演奏はもちろんのこと、合唱との調和に会場全体が歓喜の渦に包まれて、「すばらしい」の一言でした。ほかの方に聞くと、前日のブラームスもよかったとのことですが、知事ももちろん行かれたと思います。

それでは、30回目の節目を迎えた宮崎国際音楽祭について、これまでの総括と今後どのような音楽祭を目指していかれるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今年の宮崎国際音楽祭は、リニューアルオープンしたメディキット県民文化センターをメイン会場として、世界で活躍する若手バイオリニストの三浦文彰氏を新たに音楽監督に迎え、これまでの伝統を引き継ぎながらも、一方では、AI技術を活用した映像との共演など、新たな要素が加えられた、30回の節目にふさわしい、そして将来につながる音楽祭になったと感じております。

この音楽祭のこれまでの蓄積、そして一定の成功というものは、やはり県立芸術劇場トップクラスの音響効果を備えたホールをはじめとするハード施設を整備したと併せて、長年にわたり音楽監督として御尽力いただいた徳永二男氏や青木賢児さんによりまして、世界的なバイオリニスト、アイザック・スターン氏の招聘に成功したこと、そのことによる芸術文化の振興に向けて、ハード・ソフト両面にわたって太い軸を築くことができたものと考えております。

そして、国内外の一流の演奏家をお招きして、宮崎でしか味わうことのできない特別な演

奏会を開催するとともに、キャラバン・コンサートなど多彩なプログラムを県内各地で実施することで、広く県民に定着してきたものと認識しております。

今後とも、世界トップクラスの演奏家が集うアジアを代表する音楽祭として、多くの県民の皆様へ、より大きな喜びと感動を届け、そして愛されるよう、関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、本県の重要な文化資産である音楽祭の発展にしっかり取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 ありがとうございます。

続いて、宮崎県立美術館ですが、国際音楽祭と同じ、ちょうど今年は開館30周年という節目を迎えます。県立美術館は、多くの貴重な美術品を収蔵し、魅力的な展覧会を開催し、長年、県民に親しまれてきました。

そこで、30周年を記念して、今後の1年間にどのような企画や記念行事を計画し、県民に美術館の魅力を改めて感じてもらうための取組を行っていくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 天岩戸をイメージして建築された県立美術館は、県民に親しまれる開かれた美術館として、今年、開館30周年を迎えます。美術館を訪れたことのない方にも来館いただきたいとの思いから、様々な企画を準備しています。

7月にはダリ、10月にはモネ、ルノワールなど、美術史に名を刻む巨匠たちの作品による記念特別展、また、県立美術館の人気の高い収蔵作品を展示する記念コレクション展を開催します。

また、10月には記念式典、さらに11月には、美術を主題としたベストセラー作家の原田マハ氏の記念講演会を予定しています。

これらのイベントを通して、県民が芸術文化に触れる機会の創出に一層取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 本当に楽しみにしています。

昨年、約70年ぶりに博物館法が改正されました。改正のポイントは、「地域社会との連携の強化」「地域の観光やまちづくりへの貢献」「デジタル技術の活用」「多様な人材の育成」といった新たな方向性が盛り込まれ、これまで以上に地域に開かれた美術館、博物館が求められています。

それではまず、美術館、博物館における地域との連携の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立美術館及び県総合博物館では、それぞれ身近に感じ、魅力を知ってもらうために、地域との連携に取り組んでおります。

県立美術館では、学校や福祉団体などと連携した作品鑑賞や発表、また、市町村との連携による所蔵作品の地域での展示、いわゆるタビビを実施しております。

県総合博物館では、福祉施設との連携により、認知症治療の一環として、展示資料を活用し思い出を楽しく語ってもらう回想法の取組や、民間団体と連携した昔話公演や神楽体験など、民家園を活用して開催しています。

今後もこれらの取組に加え、観光資源としての魅力も高めるなど、地域の活力向上に一層取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 旅する美術館、略してタビビという名前は初めて聞きましたが、収蔵作品の展覧会を県内各地で開催する移動美術館は、毎年、地域の方に喜ばれているそうですね。今

年は串間市と川南町で開催の予定ですので、地域の方が多く足を運ばれるように、広報もしっかりとお願いしたいと思います。

また、博物館が行っている高齢者を対象にした回想法は、収蔵品を活用して思い出を楽しく語ってもらうことで高齢者に安らぎを与える活動で、10年も続けておられます。すばらしい取組を今後も続けてください。

今回の博物館法改正では、「資料のデジタル化と公開」が努力義務として位置づけられています。近年では、オンライン上での鑑賞機会の提供やデジタルアーカイブの重要性が増しており、特に若年層や遠方にお住まいの方々にとって、芸術文化が身近に感じられる取組となっています。

それでは、美術館、博物館におけるデジタルアーカイブ化の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 両館では、デジタル化及びデータベース化を図ることで、展示物や収蔵物の情報管理の効率化が進んでおります。

また、それらをインターネット上で公開しており、県民の方々が、いつでも、どこでも気軽に展示物等に触れることができることから、学校での授業等でも活用が図られております。

引き続き、デジタルアーカイブ化を進め、魅力発信に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 両施設ともに開館から相当な年数が経過しています。施設の老朽化が進んでいて、県立美術館においては、空調設備など展示環境を支える設備の更新が喫緊の課題となっています。また、総合博物館でも、施設の維持や民家園の保全が重要な課題となっています。

両施設とも、県民にとっては文化的なよりど

ころであり、癒やしの場であり、子供たちには教育・遊びの場でもあります。

ですから、県民に親しまれるためには、よりよい展示環境が必要だと思いますが、美術館、博物館の施設の老朽化への対応について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 築30年が経過した県立美術館は、空調設備の更新や照明のLED化などにより、展示環境の整備を優先しております。

また、築54年が経過した県総合博物館は、施設及び設備全体の老朽化が著しいこともあり、長寿命化の取組と並行して、今後の博物館の在り方の検討も始めております。

両館とも、本県の芸術文化の拠点として、県民にとって、より身近で安心して利用できる施設となるよう、財源の確保に努め、計画的な整備を行ってまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひよろしくお願いいたします。施設整備に加え、運営面においても、物価高の影響もあり、展示や保存、施設維持にさらなる予算が必要です。今後も施設が安定的に運営されるよう、予算措置をよろしくお願いいたします。

続いて、スポーツキャンプの受入れについてです。

本県は、温暖な気候や充実したスポーツ施設、受入れ体制の手厚さが評価され、スポーツキャンプ・合宿の受入れ数が年々増加していると、先日、県から発表されました。

そこで、令和6年度の県外からのスポーツキャンプの受入れ状況とその評価について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 令和6年度の県外からのスポーツキャンプの受入れ実績

については、コロナ禍からのV字回復が図られ、参加人数が3万6,325人、合宿日数を掛け合わせた延べ参加人数が20万8,457人と、いずれも過去最高となっております。

これは、令和6年9月に県観光協会に設置した、プロ・アマチームからの問合せにワンストップで対応する「ひなたスポーツ観光ステーション」などの取組が着実に受入れ実績につながった結果であると考えております。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携して誘致に取り組み、地域経済の活性化、観光振興などの好循環につなげてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 過去最高ということで、大変うれしいですね。さらにスポーツキャンプを通して観光消費を拡大させ、宮崎ファンをもっと多く増やすためには、シーズンオフの期間も含めて、通年での受入れを推進する必要があると思います。

国スポ・障スポの施設もでき、国際大会の開催が可能となるなど、今後、国スポ・障スポ施設を活用したスポーツキャンプ受入れの通年化に取り組んでいく必要があると考えますが、知事の御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 2年後の国スポ・障スポは、大会の成功のみならず、スポーツランドみやざきの将来につなげていくことが大事だと考えておりまして、国スポ・障スポに向けて整備した施設を活用し、年間を通じてスポーツキャンプや大規模な大会を誘致していくことは、本県が目指すスポーツによる地域経済の活性化を実現していく上で、大変重要な取組であると考えております。

このため県では、昨年度、県陸上競技場や県体育館等の新施設に対応した4つの競技別誘致

部会を設置し、関係団体と連携した戦略的・計画的な誘致に取り組んでいるところであります。

このような取組によりまして、今年4月中旬から1か月以上にわたり、本県で初となります競泳韓国代表チームの合宿を受け入れたほか、来年12月には、テニスのデビスカップ日本代表の合宿が決定するなど、受入れが集中する春季キャンプ期間以外での新たな合宿の受入れなどの成果につながっております。

県といたしましては、今後も、県内各地の国スポ・障スポ施設を活用した誘致に積極的に取り組み、スポーツキャンプ受入れの通年化を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 すばらしいですね。一年を通してスポーツキャンプの受入れは、経済効果はもちろん、宮崎の魅力やブランド力を全国・世界に発信し、新たなファンの輪を広げてくれます。これからも県民一丸となって宮崎を盛り上げていきましょう。

続いて、東九州新幹線についてです。

ある宮崎市民の方から、東九州新幹線についてお電話をいただきました。この方は、若いときに新幹線の運行システムのお仕事をされていた方だそうです。

御意見の内容は、将来的に若者が県外に出ていっても、身近にふるさと、郷土を感じることができるのが「新幹線ですぐに帰れる」ということではないか。そういった地元に基盤をつくってあげるためにも新幹線は必要である。また、宮崎の新鮮な農産物などを新幹線に載せて中央に運んでいくことで物流対策にもなる。

新幹線を考えたときに、東九州新幹線日豊本線ルートが一番理にかなっている。それは、基本計画路線に決定されたこともあるが、やはり

延岡といえば大きな企業があり、その重要度は大きい。よって、立地的に便利にしてあげるべきだ。都城は、高速が近い、飛行場も近い、志布志道路もできたと大変便利になったので、延岡と宮崎、さらに都城とつなげることが一番よいルートである。そのためにも大分と強力にタイアップしてほしい。ぜひとも新幹線をつくるために、河野知事にハッパをかけてくれとのことでした。

今年1月に大分県と宮崎県で同時にシンポジウムがあり、私は大分県のほうに行ってみました。大分県はとても熱量が高く、特に、知事が先頭に立って様々な取組を積極的にされていると感じました。

それでは、東九州新幹線整備実現に向け、大分県をはじめとする関係団体との連携に対する知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線は、地域間の移動時間を大幅に短縮させる高速輸送体系でありまして、路線は県をまたいで広域にわたりますことから、沿線地域が一体となって整備実現に向けた取組を進めることが重要であります。

このため、東九州新幹線の早期整備の実現には、福岡、大分、鹿児島沿線各県などと連携し、国に力強く要望を続けることが不可欠であると考えております。

今年1月には、沿線4県と北九州市で構成します東九州新幹線鉄道建設促進期成会において要望を行ったところでありますが、これは会長である私が毎年要望しており、これまでは各県事務方の参加が中心でありましたが、今回は副会長である大分県の佐藤知事にも同席いただき、4県1市の代表者で国への合同要望を行ったところであります。

また、先月開催された九州地方知事会では、

東九州新幹線についても議論し、新しい新幹線計画をさらに前に進めるためには、新幹線整備の新たな財源を考える必要があるのではないかと、そのような議論もする中で、新幹線施設の貸付料算定の見直しや国際観光旅客税の活用について国へ提言することを決議したところでありまして、これまで以上に関係団体との連携を深めながら、整備実現に向けた取組を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 今回、九州地方知事会が国に提言した新幹線施設の貸付料算定の見直しや国際観光旅客税、いわゆる出国税の活用ですが、これは、JRが使い続ける施設の使用料をしっかりと負担してもらうことや、空港で支払う出国税を新幹線整備のための財源にしてほしいというものです。こうした動きが早期の実現に向けた大切な一歩だと思いますので、今回の提言に大いに期待しています。どうぞよろしくお願いします。

最後に、選択的夫婦別姓制度についてです。

令和2年11月定例会において一般質問したことで、ある知り合いの男性からお手紙が来ました。内容は、「あなたの考えは間違っている。あなたが依拠しているデータは内閣府によって意図的に捏造されたものである。考え方を変えなければ私は一生をかけて戦う」と書いてありました。この「戦う」という言葉に議論の余地はないと思い、反論しませんでした。

するとつい最近は、「あれから数年たち、私の主張は多くの人から見方と一致しており、修正の要を認めません。あなたから何の反応もないので、私の言い分を理解されたのか知る由もありませんが、あなたは人間としておかしい」というメッセージが来ました。

役職のある方からそのような言葉で人間性を

も否定されるのであれば、この選択的夫婦別姓について、今後、議会で取り上げることはやめようと思いましたが、制度について様々な意見があるのは当然であり、一方的に考え方を変えようとすることは民主主義に反していると思い、再度取り上げさせていただきます。

結婚するためには、どちらかが改姓しなければ婚姻が成立しないと法律にあります。それが約94%の女性の改姓に至っているわけです。

私は結婚当初から旧姓使用をしています、現在の旧姓使用だけだと、不動産の売買、ローン契約、遺言や相続などの法的な手続など、戸籍名でしか認められません。ですから、どれだけ社会で旧姓使用が広まっても、戸籍上の姓と一致していなければ、法的な権利や義務を証明する場面では使えません。

令和2年の一般質問で、旧姓使用をしている県の職員数をお聞きしましたが、現在ではどうなっているのでしょうか。旧姓使用の取扱状況と、知事部局、病院局、教育委員会における令和2年度と現在の旧姓使用者数を、各部局まとめて総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君） 職員の旧姓使用は平成14年度から認めておりますが、国の取扱いの拡充や女性活躍等の視点を踏まえ、令和3年度に取扱いを見直しております。

具体的には、それまでは職員録や復命書など、一部の文書等の使用に限定しておりましたが、見直し後は、辞令や債権・債務に係る文書などの例外を除き、広く使用可能となっております。

また、旧姓を使用している職員の人数は、以前御質問いただきました令和2年10月末時点では、知事部局が55名、病院局が5名、教育委員会事務局及び県立学校の教職員が26名であり、

令和7年5月末時点では、それぞれ77名、5名、36名となっております。

○脇谷のりこ議員 やはり旧姓使用の職員は増えています。それだけ生まれたときからの名前が自分のアイデンティティーになっているわけです。

うちの地域は日高さんや児玉さんが多く、皆さんが小さい頃から下の名前でお呼ばれます。つまりは、姓ではなく、子供の頃からなれ親しみ、築いてきた信用や人間関係も、名前を通じて結ばれているのではないのでしょうか。

旧姓使用の拡大が法整備され、それによって不都合を感じる方がいなくなればそれでよいですが、グローバル社会において海外でも活躍している女性にとって夫婦同姓義務が妨げになっているのであれば、選択的として夫婦別姓を導入できるよう法整備が必要ではないかと思います。それでは最後に、知事の御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 個人の活動や価値観が多様化する中で、現在の夫婦同姓制度では、結婚により改姓した人が、日常生活やキャリア形成における不利益や、アイデンティティーの喪失などにつながっているとの意見があります。

このため国においては、住民票やマイナンバーカード、運転免許証等に旧姓併記を可能とするなどの取組が進められており、県におきましても、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、職員の旧姓使用の運用を行っているところであります。

一方で、選択的夫婦別姓制度によって、家族間で姓が異なることによる子供への影響や、家族の一体感が失われることを懸念する声もあるなど、国が実施する世論調査でも意見が分かれておりますことから、その導入については、国

会において丁寧に議論を積み重ねていく必要があるものと考えております。

○脇谷のりこ議員 ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。(拍手)

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。県民連合立憲、立憲民主党、松本哲也でございます。

本日は傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。また今年度、市町村から県庁に研修に来られている皆様方も、研修の一環として傍聴されていると伺っております。

議会というのは必ず地方公共団体に置くことになっています。皆様方には今後、職員として頑張ってくださいながら、こういった場面で少しでも皆様方のお役に立てるような質問ができるように、また、私に託していただきました皆様方の思いをしっかりと代弁できるように頑張っておまいりたいと思います。

当局におかれましても、このような場で、県民の皆様、そして傍聴に来られた皆様方に直接思いが伝わる、心に響く御答弁を期待しております。よろしくお願いいたします。

今年は、戦後、そして被爆80年です。この年の8月を前に、改めて、平和を希求し、訴えていかなければならないと強く思っております。

しかし、そのような中でも、今、ウクライナやガザ地区など世界中において紛争が絶えず、また先日、イスラエルとイランが攻撃し合うという状況に陥り、誰もが固唾をのんで見守っている状況ではないかと思います。突然の攻撃に逃げることもできず命を落とす、または血を流している人がいらっしゃる。人々が立ちすくむ姿が映し出されるたびに心が痛み、残念でならない、そのように感じております。

さらに、攻撃されたのが核関連施設と発表されましたので、この施設において、核の濃縮がどれほど進んでいたのか、まさに核兵器として使用できるまでに至っていないのか、そのようなことを考えたとき、恐怖すら覚えました。一たび放射能汚染となりますと、世界中に拡散してしまうのではないかと危惧しています。

80年前、広島と長崎に投下された原子爆弾は、多くの方々の貴い命を奪いました。今もなお、その被害に苦しんでおられる方がたくさんいらっしゃいます。80年間、被爆者は、身体的、精神的に苦しんでこられました。ある被害者の方は、「誰も自分たちのような体にはしていない。自分たちで終わりにしなければならぬ」、そうおっしゃいました。

知事にお尋ねいたします。今年、被爆80年を迎えました。その年に当たり、改めて、平和に対する知事の思いをお伺いいたします。

広島・長崎の原爆投下、被爆から80年が経過し、県内の被爆者の方は、3月末現在で218名と伺っております。その方々の平均年齢は88.2歳、全国平均よりも少し高いと伺っています。

被爆者の方に限らず、高齢となりますと、体がなかなか思うように動かない、体調が優れないといった日々を過ごされることが多くなってきたのではないのでしょうか。加えて、自動車の

運転免許証が返納となりますと、買物や病院などの日常生活も大変だと考えます。

被爆者の方々に対する健康診断など、これまでも実施されていると伺っていますが、年齢や体調など様々な点を考慮したとき、さらなる支援が必要ではないかと考えます。

県内の被爆者の方は、梅雨の中、また暑さが厳しくなってくる中に、自らの思いを必死に伝えるため、県内26市町村の自治体に伺って、今年も平和を願い、戦争や被爆体験などの生の声を伝えています。そして、8月9日に長崎へと向かい、その再会を喜び、来年も必ず来ようねと誓い合っているのです。いつまでも健康でいていただきたいと思います。私たちも、被爆者の方々からまだまだたくさんの体験やその思いをお聞きして、今後、その被爆の実相の継承に努めていかなければなりません。

そこで、福祉保健部長にお尋ねいたします。原爆被害者の方々の高齢化が進む中で、健康診断やその移動手段の支援の在り方につきましてお伺いいたします。

また、昨年9月の代表質問の際、「来年80年の節目の年に平和を願う具体的な取組がなされることを期待します」と結びました。私の提案をさせていただきます。

このときの代表質問で、私の問いに知事は、宮崎市内で開催されたヒロシマ・ナガサキ原爆パネル展に出向かれたこと、「高校生による被爆体験記の朗読や展示パネルの解説を拝聴し、地元の高校生から説明を受けたことは大変感慨深く、平和への思いがこうした形で宮崎の若い世代につながっていることを実感でき、すばらしい取組だと感じた。こうした体験の継承の在り方ということで、大きな希望であり、勇気もいただいた」とおっしゃっていただきました。

このパネル展を、例えば県庁の1階ロビーもしくは防災庁舎で実施していただけないでしょうか。さらに言えば、県内の26市町村と共同で、市役所や役場庁舎でも実施できないか。県の総合庁舎でも結構です。また、県内に宮崎市内と同様の商業スペースもあります。

被爆80年の今年、二度と悲劇を繰り返さないため、一人でも多くの県民の皆さんに御覧いただける場の提供、原爆パネル展を開催していただきたいと思います。

福祉保健部長にお尋ねします。県民の身近な場所において、パネル展の開催が検討できないでしょうか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問とし、後、質問席から質問させていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。平和に対する思いについてであります。

先日、松本議員をはじめとする議員の皆様とともに、原爆被害者の会の方々とお話をする機会をいただきました。そのとき、「命のある限り次の世代へ被爆の経験を語り継いでいく。微力ではあるが無力ではない」という強い思いを直接お聞きしたところであります。改めて、皆様の熱心な活動に対し、深く敬意を表するものであります。

幾多の困難を乗り越えてこられた方々の生の声は非常に重く、こうした戦争による貴い犠牲の上に、今の日本の平和と繁栄が築かれていることを決して忘れてはならないと、強く認識したところであります。

世界では紛争が絶えず、世界終末時計も過去最短となる「残り89秒」を示しております。ウクライナ情勢、そして緊迫度を増す中東の情勢、インド、パキスタンの対立など、大変厳しい状況が続いており、世界の安全保障環境、今

後の影響というものを憂慮しているところであり
ます。

先日、大阪・関西万博を訪れた各国の首脳
が、広島平和記念資料館を訪れておられると
いう報道を目にしたところでもあります。この万
博が平和外交の貴重な機会になっているという
ことを強く感じたところでもあります。

被爆から80年を迎える今、この先の90年、
100年を見据えながら、戦争の記憶や平和の尊
さ、価値観が異なる他人を思いやることの大切
さを次の世代に伝えること、その重要性や必要
性がますます高まっているものと考えておりま
す。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（小牧直裕君）〔登壇〕 お答
えます。

まず、被爆者の健康診断についてでありま
す。

被爆された方の健康診断会場までの移動につ
いては、これまで国の基準に基づき、交通費の
一部を支給しております。

また、本県では、定期健康診断を各保健所等
で実施しておりますが、被爆者同士の交流の機
会にもなっている状況を踏まえまして、会場に
集合する形を維持しながらも、受診しやすい環
境とするため、昨年度から会場を2か所増やし
て対応しております。

被爆された方の健康管理は大変重要でありま
すので、健康診断の実施の在り方については、
今後も関係者の御意見を伺いながら工夫してま
いります。

次に、パネル展についてであります。

県が実施するパネル展は、これまで宮崎市内
の商業施設等において開催し、原子爆弾による
惨状や被害を受けた方の写真等を展示すると
ともに、被害者の体験に基づく講話や中学・高校

生ボランティアによるパネルの解説等を行って
おります。

被爆80年の節目となる本年においては、会場
を増やし、県立図書館において、被爆体験の継
承や平和祈念を目的とした講演会を開催するこ
ととしております。

原子爆弾による悲惨な体験や平和の尊さを広
く県民に伝えていくことは大変重要であります
ので、今後もより多くの県民に展示資料に触れ
ていただけるよう、関係機関と協議しながら開
催地を検討してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○松本哲也議員 ありがとうございます。知事
からありました高校生の言葉、「微力ではある
が無力ではない」、まさに昨日、高校生平和大使
の結団式が行われて、そのような中で、北海道
の会が解散するようなことを高校生がコメント
されておりました。

宮崎でも、中学生、高校生の方々が、いろん
なところで活躍しながら被爆の実相を継承され、
今、一生懸命活動してくれております。しっか
りつつないでいきながら、私たちもできる支援
に取り組まなければいけない。

今の御答弁の中にもありましたように、県に
おかれましても、様々な面で御支援を賜りなが
ら、平和、そして二度と核を使わない、核と人
類は共存できない、このことを強く求めていき
たいと思いますので、今後ともどうぞよろしく
お願い申し上げます。

それでは次に、今、知事には平和の思いをお
聞きしましたが、戦後80年を振り返るときに、
最悪の地上戦激戦地となった沖縄戦というもの
は、二度と戦争をしないためにも、その歴史を
しっかりと認識しておく必要があると私は考え
ます。

今年、本土復帰53年を迎えた沖縄に先日伺いましたが、やはり米軍基地は沖縄県に大きな負担を強いているというふうに私は感じたところです。

そのような中、平和の礎には今年343名の方が刻銘されるという報道があり、そのうち200名以上が戦艦大和の犠牲者ということで伺っております。

余談ですが、私の祖父は、大和とともに沖縄に向かった矢矧の乗組員でありまして、やはり撃破され、角材につかまり、海上に投げ出されたところ、漂流中に救助されたということを直接祖父から聞いたこともありました。ともすれば平和の礎で祖父の名前を目にすることがあったのかなと思うと、特別な思いで平和の礎に伺いました。

そのようなことに限らず、多くの戦争にまつわる史実があります。語り継がれてきた証言がありますので、こういったことにつきましては、知事をはじめ、国などにおけるリーダーには、沖縄戦をはじめとした正しい歴史認識というのを持っていただきたいと思いますし、そうあるべきだと考えます。

知事に、沖縄戦に対する認識をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） さきの大戦において、沖縄は、国内最大の地上戦を経験し、20万人もの方々が犠牲となり、筆舌に尽くし難い苦難を経験されたものと承知しております。

私は以前、本県出身の戦没者を追悼するために建立されました「ひむかいの塔」をはじめ、国立沖縄戦没者墓苑や平和の礎、沖縄平和祈念資料館等を訪問する機会がありました。

沖縄の美しい空や海の青さとは対象的に、苛烈を極めたさきの大戦の中で亡くなられた方々

の無念を思うとき、今なお、万感胸に迫るものがあります。

今年秋の九州地方知事会、そして九州地域戦略会議は沖縄で開催されます。戦後80年、そしてあの沖縄戦から80年という節目の年に、経済界や知事会のメンバーが沖縄に集うことの意味というものをかみしめながら、しっかりとそれぞれの役割、そして平和の尊さというものを改めて確認し、これからも取組を進めてまいりたいと考えております。

私としましては、沖縄戦で経験した戦争の惨禍を二度と繰り返さないという強い決意の下、決して風化させることなく次の世代に継承することが重要であると認識しております。

○松本哲也議員 ありがとうございます。将来のリーダーとして活躍する若い人たちに期待するときに、広島や長崎、沖縄についてもしっかりと学んでいただくことを願っております。

先ほどの沖縄訪問のとき、私も「ひむかいの塔」に伺いました。非常にきれいに清掃が行き届いておりまして、改めて、その場で恒久平和を願い、手を合わせていただきました。

また一方で、近くにある大分県の慰霊のところを伺いますと、その一角に「大分県少年の翼」という標柱がありまして、大分県では今も小学生、中学生を沖縄のほうに派遣している、そういう事業があるんだなと思ったときに、過去に宮崎では少年の船という事業があったのを思い出しました。

その中では、高校生、中学生が小学生を率いて、立派に先輩として、班長として会を進めながら事業をしていく。そういった中に集団活動のリーダー性を学んでいった。改めて、そういう事業を思い出しながら、沖縄において生の学習をするということが非常に大事であったんだ

ろうということを思いました。

そういう事業の復活を願いながらも、今こそそういう気がしておりました。沖縄の方からも、「宮崎から多くの小学生、中学生が訪れることを願います」というような声もお聞きしたところでありました。

百聞は一見にしかずということで、教育長のほうにお尋ねしたいと思いますが、学校において戦争や平和について深く考えさせる取組についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 学校では、社会科などの各教科において、戦争や平和に対する理解を深めさせる取組を実施しております。

さらに、探究活動や語り部の講話などを通じ、平和の実現に向けて自分には何ができるのか、主体的に考えさせる取組にもつなげております。

また、広島、長崎、沖縄等への修学旅行における戦争関連施設の見学や戦争体験者の講話、沖縄の子供たちとの交流活動等を通して、戦争の悲惨さに触れるとともに、平和の尊さを実感させる取組も実施しております。

今後も、子供たち一人一人が戦争や平和について真剣に向き合い、平和で民主的な社会のづくり手として行動できる人材の育成に努めてまいります。

○松本哲也議員 先日、テレビ報道で宮崎の波島地区の報道を目にしました。沖縄からの疎開の現状であるとか、いろんな訴えをされていたのを目にしたところでありました。そういった実態なども、現地でお話を語っていただく方、今ではオンラインで沖縄とつなぐこともできますので、様々な面から工夫していただき、教育活動で取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

それでは、次に移りまして、国勢調査についてお尋ねいたします。

今年は5年に1度実施される国勢調査の年です。大正9年に初めて国勢調査が実施されて、今年で22回目です。日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とした最も重要な統計調査であります。

この国勢調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策における企画・立案の基礎数値として用いられ、中でも、地方交付税の算定や人口減少対策においては、我が国の将来推計人口の基礎ともなり、大変重要な調査であると認識しております。

あらゆる分野の調査でありますから、特に正確性が求められていることは言うまでもありません。調査の実施に当たり、調査票の回収だとか、そういったのを担う国勢調査員がいっぱいいます。しかし近年、調査員の確保が厳しい状況にあると伺っており、今回も実施に当たり、県内の自治体からそのような声を伺っています。

総合政策部長に、県内における国勢調査員確保の状況についてお尋ねします。

○総合政策部長（川北正文君） 国勢調査を円滑に進める上で、調査員は非常に重要な役割を担っておりますが、近年では、プライバシー意識の高まりや昼間に不在の世帯が増加するなど、調査員の活動環境は厳しさを増しており、調査員の確保が課題となっております。

こうした中、各市町村においては、募集締切りを7月14日に控え、現段階でも15市町村が募集を継続しております。

なお、今回の国勢調査において、国は調査員報酬の増額を行うとともに、オンライン回答率の目標を50%に高め、調査票の回収や審査の件

数を減らし、調査業務の軽減を図ることで、調査員を確保しやすい環境づくりを行っております。

○松本哲也議員 よろしくお願ひいたします。調査業務に加えまして、その事務負担の軽減も重要でありますし、さらには、調査員の確保だけではなくて、県民の皆さんの国勢調査に対する協力意識を高めること、この広報活動が非常に重要ではないかと考えます。

再度、総合政策部長に、国勢調査員の確保に向けた県民への広報活動の実施状況についてお伺ひいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 国勢調査は5年に1度行われる最も重要な統計調査であり、県民への理解促進や調査員の必要性等を広く周知していく必要があります。

調査員の確保に向けて、国では、インターネットでの募集動画の配信等が行われるとともに、県においても、ホームページや公式SNS、広報紙などによる募集を行っております。

また、市町村においても、ホームページや広報紙などへの掲載のほか、自治会との連携や調査員候補者のデータベース化など、様々な工夫を講じております。

県といたしましては、今後とも、国、市町村と連携して、調査員確保に全力で取り組んでまいります。

○松本哲也議員 調査の結果いかんでは、国や地方自治体の将来を左右すると言っても過言ではないと思います。民間企業においても活用されておりますので、精度を高めていただき、市町村とのさらなる連携によって円滑に実施されますことを期待しております。

次に移ります。防災・減災についてお尋ねいたします。

国土交通省は令和3年に、全国の道の駅から、都道府県の地域防災計画等で広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅を「防災道の駅」として39か所選定し、広域防災拠点の役割を果たすために、ハード・ソフト両面から重点的な支援を行うこととしています。

今年5月、新たに延岡市の「道の駅北川はゆま」を含む40か所の道の駅を防災道の駅として追加選定し、合計79駅となりました。

防災道の駅は、能登半島地震において、広域防災拠点として大きな役割を果たしたことなどから、南海トラフ地震の発生確率が30年以内に80%程度とされている中において、本県の北の玄関口、加えて、高台に位置する「道の駅北川はゆま」の選定には大きな期待をしています。

危機管理統括監にお尋ねいたします。「道の駅北川はゆま」の地域防災計画上の位置づけと、防災道の駅としての期待される効果についてお伺ひいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 「道の駅北川はゆま」は、宮崎県地域防災計画において、道路空間を利用した救援物資等の備蓄や集積の拠点として位置づけられています。

また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画では、国土交通省の緊急災害対策派遣隊、いわゆるTEC-FORCEの進出拠点として位置づけられています。

今回の防災道の駅への指定に伴い、災害時に必要な機能や体制が整備されることで、大規模災害時における救援活動や復旧・復興活動、また、緊急物資の基地機能など、広域的な防災拠点としてさらなる役割を果たすことが期待でき、特に県北地域における円滑な応急対策活動が可能になるものと考えております。

○松本哲也議員 ぜひ、国土交通省や延岡市と一緒にになりまして、周辺の整備など県の積極的な関わりをお願いしておきたいと思います。

それでは、2月にも質問した点ではあるんですが、昨年10月21日から23日にかけて県内を襲った線状降水帯の発生によって、雨が降るたびに不安になるという相談を受けました。その内容から砂防ダムについてお尋ねします。

線状降水帯により流出した土砂によって、河川や海岸は汚濁し、流木などの漂着物が大量に発生、また、道路が通行不能となり、孤立した地域や自宅が被災した方など、多種多様な被害の発生に悩まされました。

中山間地域は県内どこでも同様の状況にあると考えます。避難するにもできず、体調が悪くなるなど急病による救急搬送などが生じたとなれば、命に関わる事態を招きます。土砂の流出を防ぐ対策が強く求められていると考えます。

しかし、整備されている砂防ダムの現状は、大量の土砂堆積が見られるようです。これでは次の土砂流出を防げるのかと不安になったという声をお聞きします。

県土整備部長にお尋ねいたします。砂防ダムに堆積した土砂撤去の状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 砂防ダムは、上流から流れてくる土砂や流木をためることで、土石流の被害から下流の人家や道路などを守る目的で設置しています。

また、砂防ダムに土砂が堆積しても、ダム上流の河床の勾配が緩やかになり、地形が安定することで、下流への土砂流出を軽減する効果があります。

一方で、土砂が著しく堆積すると、下流に土砂が流出するおそれもあるため、台風や大雨の

後は直ちに点検を行い、必要に応じて堆積土砂の撤去を行っており、昨年度は、延岡市の追内川など9か所で撤去したところです。

今後とも、施設の点検や土砂の撤去を行い、砂防ダムの適切な維持管理に努めてまいります。

○松本哲也議員 よろしくお伺いいたします。

災害危険箇所は県内に何か所も相当数あると認識しておりますが、延岡市をはじめとして、市町村からは、砂防ダムの整備を求める要望が多くあるのではないかと思います。

一方で、新たな整備はもちろんです。既設の砂防ダムは建設から相当な年数が経過しているものもあると思われますので、耐用年数や老朽化なども気になるところであります。

再度、県土整備部長に、砂防ダムの整備状況や老朽化対策についてお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、土石流の危険度や保全対象施設の状況、地元の要望を踏まえ、優先度の高い箇所から砂防ダムの整備を進めており、現在、延岡市のなが迫谷など50か所で事業を実施しているところです。

また、老朽化対策につきましては、長期にわたり砂防ダムの機能を維持するため、長寿命化計画に基づき、24か所で改築や補修などを行っております。

今後とも、土砂災害対策を推進するため、今月閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画の予算も活用し、事業箇所の早期完成と危険箇所の新規事業化に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 県民の皆さんの不安解消と安心・安全のために、さらなる整備促進を要望いたします。今月は土砂災害防止月間でもありますので、このような時期であることから、土砂災害防止意識の普及活動推進とか警戒避難・情

報伝達体制の確認など、さらに強化して、実施していただくことも併せて要望させていただきたいと思います。

それでは、先ほど少し触れました河川や海岸への漂着物についてであります。

残念なことに、流木などの自然界のものに混じり、プラスチックやペットボトルなどが多く目につきます。災害時だけでなく日常的にも見られる、そういった状況であるかと思えます。

一たび海に漂着し、それが砕かれ、溶け出した後に、マイクロプラスチックとして大量に深海底堆積物から発見されているようでございます。魚介類への影響も避けられず、2030年のSDGs目標達成を目指しておりますが、そのような観点からも、大きな後退になるのではないかと受け止めます。

環境森林部長にお尋ねします。海岸に漂着したプラスチックごみの現状と県の取組についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、大淀川と耳川の河口付近の2か所で、海岸漂着ごみの実態調査を毎年度実施しており、傾向としては、漂着物の5%程度がペットボトル等のプラスチックごみとなっております。

また、その劣化等の状況から、多くは台風等により河川を通じて流出したものと考えられます。

このため県では、河川の上流域も含めた発生抑制対策として、市町村等と連携した監視パトロールや、海洋ごみを用いたアート作品の制作など、環境教育を通じた児童生徒への啓発活動を行っているほか、今年度から排出事業者向けの啓発にも取り組むこととしております。

今後とも、海岸の良好な景観及び環境の保全

のため、海岸漂着ごみの発生抑制等に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 県内各地でサーフィンなどでも有名になっておりますので、本当にきれいな海岸を目にさせていただきたいと思えますし、一方では、マイクロプラとかナノプラと言われるものが人体にも影響があり、血液から検出されたという話も報告がありますので、発生抑制だけではなくて、国に対しても、海洋プラスチック汚染の対策、また実態の把握など、いろんな面で働きかけていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。医療関係支援についてお尋ねいたします。

質問が午前にもありましたけれども、私は公立病院等に限定して質問させていただきますが、物価高騰が続く中にありまして、この影響を受けて、医療機関の経営は、人件費や材料費、また委託費用などが増大して大変厳しい状況に置かれていると考えます。

令和6年の診療報酬改定の算定のときから、さらに物価が上昇していることを考えますと、今回の診療報酬改定の時期を待つことなく対策を取るべきであると考えます。特に、救急や周産期、小児医療といった重要な地域医療を支える公立病院の経営は、危機的状況に陥っていると言えます。今後、国を挙げて様々な政策を動員し、支援していく必要があると考えます。

総務部長に、県内の市町村立病院の最近の経営状況についてお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 本県の市町村立病院は、全ての病院において一般会計からの繰入金に依存しており、その上でなお、令和5年度決算においては、13病院のうち8病院が赤字となっております。

このような中、各病院では、それぞれ公立病

院経営強化プランを策定し、持続可能な地域医療体制の確保に向け、必要な経営強化に取り組んでおりますが、医療従事者の不足等に加え、近年の人件費上昇や物価高騰等を背景に、引き続き厳しい環境に置かれることが想定されます。

県としましては、今後とも、市町村立病院に対し、経営強化プランの着実な遂行を促すとともに、収支両面からの経営改善に向け、個別に助言を行うなど、関係部局等と連携を図りながら支援してまいります。

○松本哲也議員 それでは、県病院についてでございます。

昨年度、県病院の経営改善を図るために、50億円の貸付けに合わせて、日隈副知事をトップとする、チェック機能を有したプロジェクトチームが立ち上がりました。その点検結果内容につきましては、今後の議会で報告されると思いますので、またそのときに改めてしっかりお聞きしたいと思います。

しかし、県病院は県病院として、地域医療の要、その機能を果たせるように、繰出基準の見直しとか交付税の算定基準引上げなど、制度全体の見直しを病院として強く求めるべきだと考えます。

病院局長にお尋ねします。厳しい経営状況の中、県病院が果たすべき役割と国への要望状況について伺いたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院の使命は、全県あるいは地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に提供することです。

また、その経営は主に、診療報酬と、救急医療や周産期医療などへの地方財政措置等を考慮した一般会計繰入金により賄われています。

このような中、全国の病院が物価高騰等の影

響により、深刻な経営難に陥っており、本県でも経営改善に取り組むことで赤字の抑制を図っていますが、大変厳しい状況が続いています。

このため県では、先月、厚生労働省と総務省に対し、診療報酬や地方財政措置の充実等について要望を行いました。

今後、全国知事会や公立病院の全国団体とも連携を強化し、引き続き国に対して強く要望してまいります。

○松本哲也議員 このような異常とも言えるような状況の中にあっては、ぜひとも財政当局とも様々な協議が必要になると考えます。そのようなことを考えていただきながら、持続可能な地域医療のため、取組をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。今回、本県で初めて開催されるツール・ド・九州2025大会についてお尋ねします。

本大会は、今年10月10日から13日にかけて開催されます。中でも、13日のスポーツの日の宮崎・大分ステージは、大会初の2県共同開催でありまして、今回そのコースが発表され、延岡市役所前を10時にスタートし、山下新店街などをパレード走行した後、国道388号に入る地点から本格レースが展開され、日豊海岸を北上し、ゴール地点の大分県佐伯市のさいき城山桜ホールまでの約120キロということが分かりました。

私自身、楽しくて、先日、実際にこのコースを自家用車で通ってまいりました。コースは国道が基本なのかなと思いましたが、走ってみますと、大分県側は海岸線を走る時間が長いものの起伏に富んでおり、宮崎県側よりは心地よさそうなコースに感じました。これだったら県道212号浦城東海線はコースにならなかったのだ

ろうかと思いました。

また、県境の蒲北トンネル付近は、宮崎県側の幅員が非常に狭く、路肩には段差があって未舗装部分もあり、路面の凹凸なども宮崎県側のほうが多いような気がしました。また、沿線の人家や、季節的に農繁期であることなどが気になりました。

パレード走行で盛り上げていただくことは素晴らしいと思いましたが、延岡駅前を走行するコースとの比較検討などはどうなっていたのだろうか、その理由に関心が高まったところです。

商工観光労働部長にお尋ねします。ツール・ド・九州2025大会における県内コースをどのように設定されたのかお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 大会の県内コースにつきましては、延岡市役所をスタートし、快水浴場百選で特選に選ばれた下阿蘇ビーチ等、延岡市の雄大な山々や海岸線を感じられる日豊海岸国定公園を北上するコースとなっております。

コースの検討に当たりましては、レースの安全性や交通事情のほか、地元の盛り上がりや観戦のしやすさを踏まえ、延岡市や警察、大会事務局などと協議を重ねまして、今回のコース設定に至ったところでございます。

なお、レースの模様や観光地などの情報が国内外に向けてライブ中継されることから、今回のコースや延岡市の観光地の認知度向上が図られるものと考えております。

○松本哲也議員 大会には100名を超える選手が参加されるようです。選手の歓迎体制や大会を契機と捉えたイベントなどの関連する取組が不可欠だと考えます。大会当日だけでなく、前日の取組など、大分・宮崎両県、そして

佐伯市と延岡市で協力した取組なども大変重要です。

再度、商工観光労働部長に、大会を盛り上げるため、今後どのような取組を行うのかお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県と大分県が共同で設立した推進委員会には、実動部隊として、県や延岡市、観光協会、商工会議所等で構成する機運醸成部会を設置しております。

部会では、大会の周知を図るため、県内各地で開催される主要イベントでのブース出展や、各種マスメディアやSNS等を活用した情報発信に取り組むこととしております。

また、大会当日におきましては、スタート地点である延岡市役所を中心に、ステージイベントの開催やパブリックビューイングの設置、飲食ブースの出店などを検討しております。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、多くの方に観戦してもらえるよう、本大会に向けての機運醸成にしっかりと取り組んでまいります。

○松本哲也議員 先ほど道路事情にも触れましたが、参加選手に安全で快適に走っていただくためには、整備が必要だと感じました。

大分県は車椅子レースが毎年行われておりますし、愛媛県は自転車先進県の認知度を高める取組などもあって、この2県は非常に道路が走りやすいと高評価であると伺っています。

知事はトライアスロンが趣味と伺っております。自転車・バイクでは、特に路面の状態というのは気になるところではないでしょうか。

大会の安全な運営は当然ですが、このような大会開催を契機として、生活道路である道路改良や舗装にも目を向けていただきたいと思います。

す。

大会開催という観点から、商工観光労働部長に、参加者が安全に道路を走行するために、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 安全な大会運営を行うため、県や警察、消防機関、道路管理者等で構成する競技・交通規制部会を設置し、交通規制や警備などの安全対策を検討するほか、必要に応じて道路の補修なども行ってまいります。

また、大会事務局が招聘した、ツール・ド・フランスに出場経験もある大会競技ディレクターから、コースの安全性に関する助言をいただきながら、選手が安全に走行できる環境整備に努めてまいります。

○松本哲也議員 何点かお尋ねいたしまして、私もさらに楽しみになってまいりました。

知事にお尋ねしたいと思います。ツール・ド・九州を本県で開催することにつきまして、知事の意気込みをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 九州地域戦略会議において取り組んでおりますツール・ド・九州は、九州ならではの自転車文化の醸成、サイクルツーリズムの推進等を目的に、令和5年度から開催されている国際自転車ロードレースであります。本県は、大会初となる大分県との共同開催という形で、今年初めて参加することになります。

今回、大会では、初めて商店街の中を走るコースを設定しており、多くの方にレースを身近に感じていただくとともに、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに代表される雄大な自然や日豊海岸沿いの美しい景観など、延岡市をはじめとした本県の魅力発信に努めてまいります。

また、ツール・ド・九州という名前も含めて参考にしておりますツール・ド・フランスは、1903年にスタートし、100年を超す歴史を刻むことで、今や世界三大スポーツイベントの一つとも言われている大変人気の大会になっているところでありまして、ツール・ド・九州も、しっかりと歴史を刻んでいくこと、伝統も築いていくこと、そういう息の長い取組が必要であろうかと考えております。

私自身も以前、ファンライドイベントではありますが、ツール・ド・しまなみとかツール・ド・秩父——埼玉県ですね——に参加したことがあります。自転車을愛してやまない立場であります。

九州地方知事会長及び戦略会議の共同議長として、この官民一体となったプロジェクトを強力に推進するとともに、今大会を成功させ、国内外に宮崎の魅力を発信し、その効果が本県のサイクルツーリズムを含めたスポーツランドみやぎのさらなる推進につながるよう、積極的に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 延岡市のスタート地点で、知事がバイクに乗っている姿をちょっと想像してみました。期待しております。

そのようなツール・ド・九州です。今回は県北と大分県境ではございますが、県内各地でまた開催されていくことなど、いろんな取組があらうかと思えます。今後ますますツール・ド・九州が盛り上がっていくことを期待して、また応援もさせていただきたいと思えます。

次に移ります。部活動地域移行に関連した質問を何点か教育長にお尋ねしたいと思います。

昨年、日本中学校体育連盟は、令和9年度以降、全国中学校体育大会において、水泳やハンドボールなど9競技を取りやめる発表をしてい

ます。

今回、宮崎ではパーソルアクアパーク宮崎の利用が始まっておりますので、そういった意味では、中学生に関してですが、水泳という競技がなくなるのは残念ではあります。

また、ハンドボールは、今月29日に15回目の開催となる宮崎チャレンジマッチの競技種目になっておりますし、延岡市の原希美さんは、東京オリンピックのときの日本代表のキャプテンを務められた。そういった方々もいらっしゃる中で、9競技というのは非常に残念に思っております。

決定事項でありますけれども、その競技に励んでいる中学生に、寂しさや悲しさがあってはいけないと思いますので、大会での成績、出場したいと目標を掲げている中学生のモチベーションの低下を避けていただきたいと思います。

そのような中でお尋ねします。全国中学校体育大会において、今後、取りやめになる競技について、県ではどのように取り扱うのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 全国中学校体育大会につきましては、現在、20競技が開催されておりますが、昨年度の日本中学校体育連盟理事会において、令和9年度以降、議員御指摘のとおり、水泳競技やハンドボールなど9競技が取りやめとなっており、そのうち、ソフトボールに関しては、男子のみが取りやめの対象となっております。

この決定を受け、現在、教育委員会では、県中学校体育連盟や競技団体等と連携を図り、九州各県と、九州大会及び県大会について、今後の方向性の検討を進めています。

引き続き、取りやめとなる競技に関わる生徒

がスポーツに対して意欲的に取り組むことができるよう、幅広い活動機会の確保に努めてまいります。

○松本哲也議員 ソフトボール男子は、国体なんかで宮崎が優勝するような競技です。非常に残念に思いますけれども、いろんなところでの支援をまたお願いしたいと考えます。

部活動の地域移行を考えるときに、総合型スポーツクラブとの関係が大事ではないかと思っていたところです。地域によっては、指導者がいないことで、なかなかクラブが浸透していない、設立が進んでいない理由ではないかとも考えていたところです。

いつでも、誰でも、気軽に、いろんなスポーツを楽しむことができる環境整備は、長年にわたって望まれています。そのようなことから、地域の核として、総合型地域スポーツクラブの果たす役割は大きいと考えます。

教育長に、総合型地域スポーツクラブの現状と今後の課題についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 総合型地域スポーツクラブにつきましては、平成15年に県内初のクラブが設立され、現在32のクラブがあります。

クラブでは、あらゆる世代の方々を対象に、会員のニーズに応じて、バドミントンなどのスポーツ教室や書道などの文化活動、世代間交流を目的としたイベント活動等を行っております。

また、教育委員会においては、クラブの活動の円滑な運営のために、指導者研修会の実施や、スポーツ活動の拠点づくりとして、特別支援学校や社会福祉施設等との調整など、側面的な支援を行っております。

今後の課題としましては、会員数の減少や運営財源の確保に加え、部活動の地域移行に対応

する指導者の育成、また、市町村の積極的な関与等があります。

○松本哲也議員 もう一点、複数人によるチームや団体競技となりますと、小規模校ではなかなか入部したい部活動がない。さらにクラブチームともなりますと、活動費用も大きいので、このようなことからしますと、スポーツ、部活動において格差が生じてきます。

優秀な選手ともなると、競技によっては、中央においてトレーニングする環境が整っている状況もありますが、このことは、スポーツにおける一極集中、格差が生じる状態ではないかと思えます。

部活動は、中学生の健全育成の観点からも、また家庭の経済的負担面からも、大きな役割を担っていると考えます。

最後に、生徒のスポーツ環境を今後どのように整備していかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒数の減少により、学校で部活動を維持することが大変厳しくなっております。

このため教育委員会では、近隣の学校とチームを組む合同部活動や、一つの学校を拠点として複数の学校がチームを組む、拠点校による部活動を推進しており、教職員や部活動指導員、外部指導者等とともに、地域連携に取り組んでいます。

また、市町村とも連携を図り、部活動を地域クラブ活動等に移管し、地域全体で生徒の活動を支援する、地域移行にも取り組んでいます。

教育委員会では、地域連携や地域移行の取組を全県的に広く展開することで、生徒にとって、よりよいスポーツ環境の確保に向けて取り組んでまいります。

○松本哲也議員 それでは、最後の課題です。子供の居場所についてお尋ねします。

中学校を卒業した後、高校に進学しなかった、または、進学したものの中途退学した子供たちがいます。定時制、通信制に進学した子供、義務教育が終了した後、どこにも属さない未成年の子供たちもいます。県内にも、様々な理由によって、同様の状況にある子供たちがいるのではないのでしょうか。

このような子供たちは、悩みがあるとき、どこに相談したらよいのか。そのようなとき、どこに居場所があるのか。学校であればいいのですが、そんなことで悩んでほしくない。そういう悩みを誰でも相談できる居場所や体制が求められていると考えます。

まず福祉保健部長に、義務教育終了後に進学や就職をしていない悩みを抱えた子供が、気軽に相談できるような居場所や相談体制が重要であると考えますので、現在の県の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、つながりの場づくり緊急支援事業により、こども食堂や学習支援など、子供の居場所づくりに取り組む団体の活動を支援しております。

また、県子ども・若者総合相談センター「わかば」では、様々な悩みを抱えた子供が気軽に相談できるよう、電話や対面に限らず、メールやLINEでも相談を受け付け、関係機関と連携して悩みの解決に取り組んでいます。

さらに、子供や子育て世帯への一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置についても、市町村に対する支援を行っております。

今後とも、子供たちが抱える悩みに寄り添って解決できるよう、市町村等と連携して相談支援体制の充実に努めてまいります。

○松本哲也議員 窓口が一本化されて、まずはここに連絡する。連絡すれば、そこから専門部署に紹介していただくとか、身近な市町村において、すぐに対応してもらえる、そのような体制の構築を期待しております。

では、高校に進学した場合について、不登校となった生徒への相談体制はどのようなになっているのか、家庭環境やいじめなど様々な理由があると考えます。

教育長に、不登校の高校生に対する相談体制と居場所づくりについて、県教育委員会の取組をお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 不登校の高校生に対する校内の教育相談体制を充実させるため、全ての県立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、生徒や保護者の悩みに寄り添う支援を行っております。

また、居場所づくりの取組として、不登校の高校生や中途退学者に対する学習支援や体験活動、保護者への相談対応等を行うための県教育支援センター「コネクト」を令和6年度に設置しております。

引き続き、積極的な利用を促すために、改めて各高校を訪問し、コネクトの設置目的や利用方法、またオンラインによる支援等について、丁寧に説明、周知してまいります。

○松本哲也議員 今、教育長の答弁の中に、中途退学者ということがございました。

申し訳ございません、この点について、もう少し詳しく取組をお伺いします。

○教育長（吉村達也君） コネクトでは、高校で再度学びたいと希望する中途退学者に対して、主に、自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるよう、学習支援や進路に関する相談などに力を入れております。

○松本哲也議員 ありがとうございます。いろんな悩みを相談できる場所があることは、非常にありがたいところであります。学校をやめても、そういったサポートをしていただいていること、いろんな意味で将来のアドバイスをしていただけるような体制、いろんな面から各部署で取り組んでいただくことをさらにお願いしたいと思います。

最後の質問でございます。小学生の放課後における居場所でございます。

放課後における児童の見守り対策については、放課後児童クラブや放課後子供教室の実施などによって、しっかりとした放課後児童対策が展開されているものと伺っています。

そのような中、国の放課後児童対策パッケージ2025では、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携など、様々な取組が掲げられています。

では、放課後の実態はどうかと私なりに考えてみますと、多くの自治体で放課後子供教室が実施されているのは、どちらかといえば中心部ではなくて周辺部に多く、保育園も近くにない、そのような小規模の小学校で実施されていると認識しています。

地域で学校を守ろう、残そうと真剣に考えている地域のボランティアの方々が見守りのスタッフで、さらに言えば、放課後子供教室が開設された当初から20年近く活動してくださっている方が多いと思われます。今では子供の体力についていけなくなったと高齢化の悩ましいお話や、学校まで自家用車で行くため、燃料代が高騰していることにも悩ましい現状をお聞きしています。

放課後の支援とは言うものの、学校にボランティアに行く日となれば、子供たちと会えるこ

とを楽しみにはしていますが、実際は、午後から何も予定を入れることなく、半日はスタッフとして時間を費やしていただいているのが現状だと思います。

このような現状からいたしましても、放課後子供教室にも放課後児童クラブと同様のスタッフ支援ができないものだろうかと考えます。

最後に教育長にお尋ねいたします。放課後子供教室の実施状況とボランティアスタッフへの支援についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 放課後子供教室は、子供たちの社会性・自主性等を育むために、市町村が主体となり、地域住民の参画の下、学習活動や各種体験活動を行うもので、県内13市町村に86教室あります。

議員御指摘のとおり、ボランティアスタッフの高齢化や物価高騰等により、教室の運営が大変厳しい状況にあると考えております。

県教育委員会では、教室の運営を支援するため、国の事業を活用して、ボランティアスタッフの謝金や活動費を補助するとともに、子供の安全・安心な居場所の確保のために、福祉部局と連携した研修を行っています。

引き続き、子供の放課後における居場所づくりの充実に向けて、市町村や関係部局と連携を図り、取り組んでまいります。

○松本哲也議員 それぞれに御答弁いただきまして、非常に分かりやすくお聞かせいただきました。ありがとうございました。

子供の居場所の充実が将来を担う子供たちの成長のために非常に大事なものであること、そして、私としましては、戦争の体験などをしっかり学んできながら将来を担っていただきたい、そのようなことを考えながら、いろいろな質問を組み立てさせていただいたところであ

りました。

今年3月の県立高校の卒業式に同席させていただきましたときの、県教育委員会が寄せてくださいました祝辞が目に留まりました。

ノーベル平和賞の受賞のこともありまして、平和と核兵器廃絶を訴えてきた日本被団協の受賞を喜び、「微力だけど無力じゃない」という高校生平和大使の言葉を用いて、皆さん一人一人が当事者意識を持って社会の変化と向き合い、仲間となって協力し合うことが、持続可能な社会をつくり出す大きな力になるでしょうという祝辞でありました。このことを胸に私たちも頑張ってまいります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

